

令和 3 年

双葉町議会会議録

第 1 回定例会

3 月11日開会～ 3 月18日閉会

双 葉 町 議 会

令和 3 年第 1 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月11日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第 4 号から議案第 4 1 号までの一括上程	8
議案第 4 号から議案第 4 1 号までの提案理由の説明	8
町長施政方針	1 4
請願の委員会付託	1 8
散 会	1 8

第 5 日 (3月15日)

議事日程	1 9
出席議員	2 0
欠席議員	2 0
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 0
開 議	2 1
議事日程の報告	2 1

一般質問	2 1
5 番 菅 野 博 紀 君	2 1
2 番 小 川 貴 永 君	3 4
1 番 山 根 辰 洋 君	3 6
6 番 岩 本 久 人 君	4 2
散 会	5 4

第 8 日 (3月18日)

議事日程	5 5
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 7
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 7
開 議	5 8
議事日程の報告	5 8
議案第4号の質疑、討論、採決	5 8
議案第5号の質疑、討論、採決	5 8
議案第6号の質疑、討論、採決	5 9
議案第7号の質疑、討論、採決	6 0
議案第8号の質疑、討論、採決	6 0
議案第9号の質疑、討論、採決	6 1
議案第10号の質疑、討論、採決	6 2
議案第11号の質疑、討論、採決	6 4
議案第12号の質疑、討論、採決	6 5
議案第13号の質疑、討論、採決	6 5
議案第14号の質疑、討論、採決	6 6
議案第15号の質疑、討論、採決	6 6
議案第16号の質疑、討論、採決	6 7
議案第17号の質疑、討論、採決	6 7
議案第18号の質疑、討論、採決	6 8
議案第19号の質疑、討論、採決	6 9
議案第20号の質疑、討論、採決	6 9
議案第21号の質疑、討論、採決	7 0

議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	7 0
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	7 1
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	7 1
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	7 2
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	7 2
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	7 3
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	7 5
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	7 6
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	7 7
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	7 8
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	7 8
発言の取消し	8 9
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	9 0
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	9 5
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	9 7
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	9 9
請願第 1 号の審査報告、質疑、討論、採決	9 9
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	1 0 2
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	1 0 2
議員派遣の件	1 0 3
閉 会	1 0 3

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

3 双葉町告示第7号

令和3年第1回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月19日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和3年3月11日（木）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 山 根 辰 洋 君
3 番 作 本 信 一 君
5 番 菅 野 博 紀 君
7 番 高 萩 文 孝 君

2 番 小 川 貴 永 君
4 番 石 田 翼 君
6 番 岩 本 久 人 君
8 番 伊 藤 哲 雄 君

○不応招議員（なし）

令和３年第１回双葉町議会定例会議事日程（第１号）

令和３年３月１１日（木曜日）午前１０時開会

開　　会

- 日程第１　会議録署名議員の指名
- 日程第２　会期の決定
- 日程第３　諸般の報告　　監査・検査結果報告
　　　　　　　　　　　双葉地方広域市町村圏組合議会報告
　　　　　　　　　　　双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第４　行政報告
- 日程第５　議案第　４号　専決処分の承認について
　　　　　　専決第　１号　令和２年度双葉町一般会計補正予算（第６号）
- 日程第６　議案第　５号　令和３年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例
　　　　　　　　　　　の制定について
- 日程第７　議案第　６号　双葉町電源立地地域対策交付金施設整備基金条例の制定について
- 日程第８　議案第　７号　双葉町産業復興基金条例の制定について
- 日程第９　議案第　８号　双葉町課設置条例の一部改正について
- 日程第10　議案第　９号　双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11　議案第1０号　双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第12　議案第1１号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13　議案第1２号　双葉町ひとり親家庭等入学児童祝金条例の一部改正について
- 日程第14　議案第1３号　双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15　議案第1４号　双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16　議案第1５号　双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17　議案第1６号　東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第18　議案第1７号　双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第19　議案第1８号　町道路線の廃止について
- 日程第20　議案第1９号　町道路線の認定について
- 日程第21　議案第2０号　中田・観音堂線（宮田橋）改築工事請負契約の一部変更について

- 日程第22 議案第21号 中田・観音堂線（宮田橋上部工）改築工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第22号 中田・観音堂線外1路線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第23号 下水道災害復旧工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第25 議案第24号 下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について
- 日程第26 議案第25号 下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の締結について
- 日程第27 議案第26号 土地の取得について
- 日程第28 議案第27号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第29 議案第28号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第29号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第30号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第31号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第32号 令和3年度双葉町一般会計予算
- 日程第34 議案第33号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 令和3年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第39 議案第38号 双葉町監査委員の選任について
- 日程第40 議案第39号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第41 議案第40号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第42 議案第41号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第43 令和3年度施政方針
- 日程第44 請願の委員会付託

散 会

○出席議員（８名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	4 番	石 田 翼 君
5 番	菅 野 博 紀 君	6 番	岩 本 久 人 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	伊 藤 哲 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	館 下 明 夫 君
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 健 一 君
参 事 兼 総 務 課 長 兼 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長	平 岩 邦 弘 君
復 興 推 進 課 長 兼 産 業 交 流 セ ン タ ー 所 長	大 浦 富 男 君
戸 籍 税 務 課 長	高 橋 秀 行 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住 民 生 活 課 長	中 野 弘 紀 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長 兼 青 年 婦 人 会 館 長	舶 来 丈 夫 君
生 活 支 援 課 長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教 育 総 務 課 長	橋 本 仁 君
代 表 監 査 委 員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
書 記	加 村 め ぐ み

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの出席議員は 8 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年第 1 回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、5 番、菅野博紀君、6 番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3 月 3 日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から 3 月 18 日までの 8 日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 18 日までの 8 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和3年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大のため、1月3日に開催を予定しておりました令和3年双葉町成人式を延期、双葉町賀詞交換会を中止といたしました。

2月2日、平成16年8月以来更新してまいりました町内での死亡事故ゼロが、6,000日を達成いたしました。いまだ町内の大部分が東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による避難指示区域に設定され、その一方で復旧・復興事業が進み、交通量が増加しているにもかかわらず、交通死亡事故ゼロが続いていることは、関係機関のご努力のたまものであります。悲惨な交通死亡事故が発生しないよう、引き続き関係機関と共に呼びかけを行ってまいります。

2月2日、令和2年度第3回双葉町学校等施設在り方検討委員会が開催され、双葉町内の教育施設の活用等について協議をいただき、答申が決定されました。委員会終了後、11人の検討委員会委員を代表し、江井俊雄委員長から館下明夫教育長に答申書が手渡されました。

2月12日、令和2年度第2回総合教育会議を開催し、双葉町学校等施設在り方検討委員会から提出された双葉町内学校等施設の在り方についての答申内容を基に、双葉町内の既存教育施設である小中学校、学校給食センター、図書館、歴史民俗資料館の利用可否等について協議をしました。

2月13日、23時8分頃に発生した福島県沖地震により、福島県内でも震度6強を観測しました。本町では震度6弱を観測し、直ちに災害対策本部会議を開催し、翌朝から双葉町内の公共施設等の被害調査を実施いたしました。今回の地震では津波が発生しなかったことも幸いし、町内では産業交流センターの設備などに被害がありましたが、大きな被害はありませんでした。昨年春頃の住民帰還を目標としている本町としましても、引き続き防災対策に取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。専決処分の承認が1件、条例の制定が3件、条例の一部改正が10件、町道路線の廃止と認定が各1件、請負契約の一部変更が1件、請負契約の締結が5件、土地の取得が1件、令和2年度補正予算（案）が5件、令和3年度一般会計・特別会計当初予算（案）が6件、人事案件が4件、合わせて38件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告といたします。

すみません。先ほどの行政報告の中で、2月5日、令和2年度第3回双葉町学校等施設在り方検討委員会と申し上げましたが、正確には2月2日でございます。失礼しました。2月2日と申し上げましたものが、2月5日と訂正させていただきます。

来年春頃の住民帰還を目標としていると言うべきところを、昨年春頃と申し上げましたので、来年

春頃と訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎議案第4号から議案第41号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第4号から日程第42、議案第41号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第41号までを一括上程いたします。

◎議案第4号から議案第41号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第4号から議案第41号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第4号 専決処分の承認について、専決第1号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額389億4,760万3,000円のうちで、歳出を補正しました。

内容につきましては、本年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により双葉町産業交流センターの一部が破損し、必要な修繕工事に早急に着手するため、商工費に900万円を追加いたしました。これに伴い、予備費を900万円減額いたしました。

議案第5号 令和3年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るため、制定するものです。

議案第6号 双葉町電源立地地域対策交付金施設整備基金条例の制定についてであります。これまで国から交付を受けた電源立地地域対策交付金で造成している公共用施設維持運営基金等について、後年度の町の復旧・復興に資する施設整備等への財源として活用できるよう積替えを行うため制定するものです。

議案第7号 双葉町産業復興基金条例の制定についてであります。農地を活用した太陽光発電事業の事業者による事業利益の一部が寄附金として寄与されるため、農業復興や環境保全のための復興事業の財源とする目的で制定するものです。

議案第8号 双葉町課設置条例の一部改正についてであります。現在の行政組織のうち生活支援課が行っている業務を住民生活課に移管するため改正するものです。

議案第9号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。新たに個人番号利用事務を追加するため改正するものです。

議案第10号 双葉町職員定数条例の一部改正についてであります。町の復旧・復興事業の増大に対応するため、双葉町職員の定数を改正するものです。

議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫作業従事職員の手当の特例を新たに規定するため改正するものです。

議案第12号 双葉町ひとり親家庭等入学児童祝金条例の一部改正についてであります。「児童」の定義を児童扶養手当法に準ずるよう関係条文を整備するとともに、受給資格の基準日を設けるため改正するものです。

議案第13号 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。18歳に達した日の在学の有無に関わらず等しく助成を受けられるよう、「児童」の定義について改正するものです。

議案第14号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことから、所要の改正をするものです。

議案第15号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料の額を定めるため改正するものです。

議案第16号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている被保険者の負担軽減を図るため、引き続き介護保険料を減免するため改正するものです。

議案第17号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。厚生労働省令の改正に伴い、本町の介護サービスに関する基準を定める関連条例を整備するため改正するものです。

議案第18号 町道路線の廃止についてであります。復興シンボル軸整備に伴い、関係する道路を整理するため、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第19号 町道路線の認定についてであります。復興シンボル軸整備に伴い、関係する道路を整理するため、道路法第8条第1項の規定に基づき町道路線に認定するものです。

議案第20号 中田・観音堂線（宮田橋）改築工事請負契約の一部変更についてであります。これは令和元年12月18日、令和元年第4回双葉町議会定例会において議決をいただきました工事請負契約で、工事内容に変更が生じたため、契約金額を2億8,122万4,900円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第21号 中田・観音堂線（宮田橋上部工）改築工事請負契約の締結についてであります。これは町道中田・観音堂線の前田川に架かる宮田橋が東日本大震災で被災したため、新たに拡幅し、架け替える橋梁上部工の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第22号 中田・観音堂線外1路線道路改良工事請負契約の締結についてであります。これは町道中田・観音堂線並びに長塚・両竹線の宮田橋南側交差点から復興シンボル軸までの区間を拡幅改良する工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第23号 下水道災害復旧工事（1工区）請負契約の締結についてであります。これは東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第24号 下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の締結についてであります。これは東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第25号 下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の締結についてであります。これは東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第26号 土地の取得についてであります。双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第27号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ126億2,427万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は263億2,332万9,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、固定資産税の償却資産分の増等により、1億2,209万4,000円を追加いたしました。

地方交付税は、震災復興特別交付税の減により、7億3,301万8,000円を減額いたしました。

国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定等により、国庫支出金52億8,470万4,000円、県支出金1億970万1,000円をそれぞれ減額いたしました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金、再生可能エネルギー寄附金の増により、1,236万7,000円を追加いたしました。

繰入金は、事業費の減額に伴い、福島再生加速化交付金基金、東日本大震災復興基金など合わせて66億3,323万1,000円を減額いたしました。

町債は、総務省において、地方消費税交付金の減収相当分を起債措置対象としたことから、減収補

てん債を新たに借り入れるため、738万1,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定等により多くの科目で減額補正となっておりますので、主なものについて申し上げます。

総務費は、中野地区復興産業拠点や双葉駅西地区復興拠点の整備事業費の大幅な減などにより、74億3,611万1,000円を減額いたしました。

民生費は、双葉町内防犯・防災パトロール事業、防犯・防災総合システム事業などの減により、4億5,692万5,000円を減額いたしました。

農林水産業費は、事業費の確定等により、5億26万5,000円を減額いたしました。

諸支出金は、事業費の確定等により、44億3,059万4,000円を減額いたしました。

継続費補正につきましては、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料ほか1事業を計上いたしました。

繰越明許費補正は、IRU光ファイバーケーブル移設事業ほか4事業を追加いたしました。

債務負担行為補正は、双葉駅西地区公営住宅整備事業（工事）を廃止いたしました。

議案第28号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額は13億3,598万5,000円となります。

歳入は、国庫支出金が災害臨時特例補助金の確定により1億655万2,000円の減額、県支出金が特別調整交付金の増などにより6,655万2,000円を追加いたしました。

歳出は、保険給付費の療養給付費の減少により4,000万円を減額いたしました。

議案第29号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,240万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は10億3,327万2,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金が3,240万4,000円の減額となります。

歳出は、公共下水道事業費の下水道維持費が3,234万7,000円の減額、下水道建設費が5万7,000円の減額となります。また、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業の継続費補正並びに水処理センター建設事業と公共下水道施設災害復旧事業の繰越明許費補正を計上いたしました。

議案第30号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億5,360万8,000円となります。

歳入は、介護予防・生活支援サービス事業費等に係る国庫支出金26万8,000円、支払基金交付金43万2,000円、県支出金19万9,000円、一般会計からの繰入金20万1,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、地域支援事業費が介護予防・生活支援サービス事業費の伸びにより160万円の追加、諸支出金に国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の過年度分返還金等1億4,976万円を追加いたしました。

議案第31号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2,719万3,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定に係る一般会計繰入金14万3,000円を追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療保険基盤安定に係る後期高齢者医療広域連合納付金14万3,000円を追加いたしました。

議案第32号 令和3年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は344億円で、前年度比57億6,000万円、20.1%の増といたしました。

歳入について申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産分の増額などを見込んだため、前年度比900万3,000円増の10億4,995万5,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の増額を見込んだため、前年度比10億3,431万円増の40億3,391万8,000円となります。

国庫支出金は、復旧・復興事業の進捗等に併せ、福島再生加速化交付金の増額を見込んだことなどにより、前年度比36億2,158万5,000円増の117億2,257万4,000円となります。

県支出金は、常磐双葉インターチェンジ整備事業費の減額などにより、前年度比2億5,548万4,000円減の14億8,656万2,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金156億3,475万5,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比232万3,000円減の5,924万9,000円となります。

総務費は、双葉駅西地区公営住宅整備事業費、仮設庁舎整備事業費を計上した一方、中野地区復興産業拠点整備事業費が前年度から大きく減額したことなどから、前年度比9億1,561万8,000円減の134億9,481万8,000円となります。

民生費は、双葉町内防犯・防災パトロール事業などを計上したことに加え、これまでの生活サポート補助金に代わる交付金の一括給付事業費を計上したことから、前年度比31億5,172万4,000円増の59億4,598万5,000円となります。

衛生費は、前年度比1,589万6,000円減の5億8,964万6,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費や町内医療施設整備事業費などを計上しております。

農林水産業費は、営農再開支援水利施設等保全事業や農業基盤整備事業費などを計上し、前年度比2億1,646万3,000円減の5億4,165万2,000円となります。

商工費は、昨年10月に開所した双葉町産業交流センターに係る維持運営経費などを計上し、前年度比2,126万4,000円減の2億8,872万8,000円となります。

土木費は、町道中田・観音堂線整備事業などの道路新設改良費を計上したほか、水処理センター整備事業や公共下水道施設災害復旧事業などにより、公共下水道事業特別会計への繰出金が前年度から増額となった一方、常磐双葉インターチェンジの整備が完了したことによる事業費減となったことから、前年度比13億9,363万8,000円減の15億3,830万8,000円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金や消防施設整備事業費、防災行政無線整備事業費などを計上し、前年度比4,729万7,000円増の2億1,147万2,000円となります。

教育費は、前年度比310万6,000円増の3億2,799万3,000円で、仮設校舎等管理運営費や生まれふたばっ子事業などを計上しております。

災害復旧費は、町道等の災害復旧事業費を計上し、前年度比1億7,427万2,000円増の4億6,387万9,000円となります。

公債費は、前年度比320万9,000円減の2億302万6,000円となります。

諸支出金は、双葉駅西地区復興拠点整備事業、双葉駅西地区公営住宅整備事業等の財源として福島再生加速化交付金基金積立金を計上したことなどにより、前年度比49億2,053万8,000円増の106億61万9,000円となります。

予備費は、前年度比3,147万4,000円増の1億3,461万5,000円となります。

継続費として、仮設庁舎整備事業を設定いたしました。

また、債務負担行為として、双葉駅西地区公営住宅整備事業（工事）を設定いたしました。

議案第33号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は12億8,103万9,000円で、前年度比6,203万8,000円、4.6%の減といたしました。

議案第34号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は223万円で、前年度比73万9,000円、24.9%の減といたしました。

議案第35号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は19億993万円で、前年度比11億9,032万5,000円、165.4%の増となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

公共下水道施設災害復旧費国庫負担金が6億5,786万1,000円、一般会計からの繰入金は12億5,186万4,000円となっております。

次に、歳出の主なものについてであります。公共下水道事業費の下水道維持費に前田川1号雨水幹線樋管部改修工事、マンホールポンプ更新等工事、下水道建設費には水処理センター建設工事委託料や双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託料を計上し、前年度比1億6,314万2,000円増の7億3,827万6,000円となります。

また、新たに計上した災害復旧費では、10億3,636万2,000円で特定復興再生拠点内の下水管渠、マンホールの災害復旧事業を行います。

公債費は、前年度比917万9,000円減の1億3,519万2,000円といたしました。

議案第36号 令和3年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億8,024万7,000円で、前年度比1,011万3,000円、0.9%の増といたしました。

議案第37号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は8,867万7,000円で、前年度比235万9,000円、2.6%の減といたしました。

議案第38号 双葉町監査委員の選任についてであります。現在監査委員を務めております石川雄彦氏が、本年3月31日に任期満了となります。

石川雄彦氏には、これまで1期4年、監査委員として各事務事業にわたり監査を行っていただき、町の財務管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関して優れた識見を有し、的確な意見を述べていただいております。つきましては、引き続き石川雄彦氏を監査委員として選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第39号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、引き続き高野利彦氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第40号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、引き続き森容昭氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第41号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、引き続き横山壽氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（伊藤哲雄君） 日程第43、令和3年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 令和3年第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から、本日で丸10年を迎えました。本日午後には、双葉町産業交流センターにおいて、東日本大震災後町内で初めて東日本大震災双葉町追悼式を挙行いたします。改めて犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の誠をささげてまいります。

また、世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威と戦っている中、新型コロナウイルス感染症により命を落とされた方々やそのご遺族に対しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、闘病生活を送られている方々にお見舞いを申し上げます。また、医師や看護師、保健所職員や臨床検査技師など、医療の最前線で日々全力を尽くしている皆さんに、心から敬意と感謝を申し上げます。

さらに、去る2月13日の福島県沖を震源とする最大震度6強の地震により被災された皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

さて、一昨日の9日で、私の町長としての2期目の任期が満了となりました。町長就任以来の取組と主な成果を申し上げますと、1期目の平成25年には、役場機能を埼玉県加須市から福島県いわき市

に移すとともに、国からの避難指示区域の見直しについては、町の意見を申し上げ、見直しを受け入れることとしました。次いで平成26年を「復興元年」と位置づけ、双葉町立幼稚園、小、中学校の再開、さらに双葉町復興まちづくり計画長期ビジョンの策定、コミュニティー情報紙「ふたばのわ」の発行、タブレット端末の各世帯への配布と情報発信、復興公営住宅と双葉町町外拠点の早期整備、中間貯蔵施設整備への苦渋の決断、震災記録誌の発行など、様々な課題がある中、一つ一つ着実に取組を進めてまいりました。

震災から8年目を迎えた2期目の平成30年を「復興具現化元年」と位置づけ、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を踏まえた次の3つの基本目標の下、各種事業の具現化に鋭意取り組んでまいりました。

基本目標の1つ目、「町の復興」として、①、双葉町の新たな「働く拠点」として中野地区復興産業拠点の一部供用を開始し、22社との立地協定締結と双葉町産業交流センターの開所。町内での事業再開に向けた立地支援。②、常磐自動車道「常磐双葉インターチェンジ」の供用開始。③、復興シンボル軸の国道6号東側の供用開始。④、双葉町の避難指示解除準備区域及びＪＲ双葉駅周辺の一部区域の避難指示の解除合意。⑤、ＪＲ常磐線の全線開通に伴うＪＲ双葉駅の橋上化や東西自由通路の供用開始。⑥、「住む拠点」として駅西地区の用地取得と造成工事に着手。⑦、双葉町の基幹産業である農業の復興を図るための地域営農再開ビジョンの策定と、地区農地保全管理組合の設立による除染後農地の保全管理作業の実施。

基本目標の2つ目、「生活再建」として、①、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅への入居開始。②、特別養護老人ホーム「せんだん」並びにグループホーム「せんだんの家」の開所。

基本目標の3つ目、「町民のきずな・結びつき」として、①、動画版「広報ふたばダイジェスト」の制作、配信。②、オリンピックデーフェスタ・ふたばスポーツフェスティバルの開催など、復興に向けて大きく動き出した2期目となりました。

以上申しあげました成果は、もとより私や行政だけで達成し得たものではありません。国、県の支援をはじめ、議会、人的支援をいただいている自治体、町民の皆さん、関係団体の皆さんがそれぞれの立場で、双葉町の復興について共に考え、行動していただいたたまものにほかなりません。改めて皆さんに感謝を申し上げます。

本日が3期目の初議会となります。令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、町民の帰還、居住開始を控え、双葉町は真のスタートラインに立ちます。これからの4年間で、まさに双葉町の未来を築いていくための正念場となるため、町民の皆さんの生活支援をはじめ、新たなまちづくりに引き続き全力を注ぎ、町の復興に係る取組をさらに加速してまいります。

具体的な施策としては、町民の皆さんの生活支援策として、①、避難先自治体との連携を図り、引き続き保健、医療、介護、福祉サービスを確保。②、ＪＲ双葉駅周辺に診療所を整備し、安心して居住できる環境の実現。③、町内でのご自宅への帰還、居住を検討しやすいようハウスクリーニングに

関する助成の制度の検討。④、国、県とも連携し、町内事業者の事業再開へ向けた支援。

町の未来を築くための施策として、①、町内の全域避難指示解除の実現に向け、特定復興再生拠点区域の一括認定。②、ＪＲ双葉駅東側において令和４年春頃の特定復興再生拠点区域内の避難指示解除に合わせ、役場機能の全面再開。③、ＪＲ双葉駅西側において地方創生のモデルとなるような、自然環境を活かし、多様な人々が共に未来を切り開き、自由にチャレンジできるまちづくりの実現。④、景観確保や防災のため、ＪＲ双葉駅西側の無電柱化への取組。⑤、歩行者が中心のまちづくり。公共交通を確保し、出歩きやすいまちづくり。⑥、県と連携して東日本大震災・原子力災害伝承館や復興祈念公園を上手に活用し、大震災と原発事故の記録を伝えとともに、双葉町への訪問客を増やし、交流人口の拡大。⑦、多様な方に双葉町の復興に関心を持ってもらうための取組と移住・定住の促進。

そして、令和３年度は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の最終年度であり、令和４年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、居住開始に向けた準備期間であることから、帰還できる環境の整備に全力で取り組んでまいります。

また、帰還後の双葉町のあるべき姿を具現化するため、さきに述べました「町民の皆さんの生活支援策」並びに「双葉町の未来を築く施策」を柱とした双葉町復興まちづくり計画（第三次）を策定してまいります。

ここで、令和３年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

まず、優先してやらなければならないことは、町民の皆さんの命と生活を守るための新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策であります。全国における感染者が減少傾向にあるものの、減少幅の鈍化やウイルスの変異株も感染が確認されていることから、予断を許さない状況にあります。予防対策としてのワクチン接種であります。先月下旬には医療従事者への先行接種が始まり、４月１２日からは６５歳以上の高齢者、基礎疾患のある方などを優先に、次いで一般の方への接種の予定が示されています。全町避難が続いている中で、双葉町については、避難先の自治体に接種を要請するとともに、随時、町民の皆さんにきめ細やかな情報を提供し、速やかにワクチン接種ができるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、これまで年度ごとに交付しておりました生活サポート補助金についてであります。多くの町民の皆さんから、一括交付できないかなどの声が寄せられておりました。このたび、財源の見通しがついたことから、令和３年度から７年度までの５年分を新・生活サポート交付金事業として一括交付することといたしました。

令和４年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、町民の皆さんの帰還・居住開始を見据えた主な事業についてであります。避難指示解除要件を満たしているかどうか、引き続き放射線量等検証委員会に放射線量等の低減状況について、専門的な検証並びに提言を求めてまいります。

また、町内での役場機能の本格的な再開に向け、駅東側に仮設庁舎を整備してまいります。また、駅東地区については、町民主体でまちづくりを進めるため、「（仮称）駅東のまちづくり協議会」を設

立し、運営の支援を行ってまいります。

町民の帰還や居住開始に合わせた防犯・防災対策については、防犯灯をＬＥＤに交換するとともに、24時間体制の町内巡回パトロールに加え、特定復興再生拠点区域内の家屋等の戸別巡回を実施するなど防犯に特化した対策の強化を講じてまいります。さらに、町内の防火に対応するための活動拠点として、双葉町消防団の基幹分団となる第一分団屯所を新たに整備してまいります。

一方、特定復興再生拠点区域及び帰還困難区域の住宅敷地の管理が行き届かず、草木が繁茂していることから、環境美化支援の一環として、住屋の使用者または所有者の方に対し、除草剤を配布してまいります。

「住む拠点」として、双葉駅西地区復興拠点内に整備を進めている災害公営住宅、再生賃貸住宅の供用開始を見据え、令和３年度中頃に入居者募集を開始いたします。また、双葉駅西地区内にＩＲＵ光ファイバーケーブルを敷設し、帰還・移住される住民の通信環境向上に努めてまいります。さらに、当拠点内２期分の用地を取得し、計画的に整備を進めてまいります。

そして、住民の帰還に伴い欠かすことのできない施設として、医療施設があります。町内に医療施設を整備するため、令和３年度予算として、医療施設建設に伴う設計業務を実施し、現在構想している素案を基に、必要な医療設備の内容を具体化してまいります。

納税義務者の税負担の軽減を図るため「令和３年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例」を制定するため、議案として提出させていただきます。なお、令和３年度は、令和２年度の内容に沿う方向で整備してまいります。

農業関係であります。除染後農地の保全管理により営農環境を整え、円滑な営農再開へとつなげていくため、平成30年度より農地保全管理組合の体制づくりを進めてまいりました。

その結果、令和２年度に上羽鳥地区農地保全管理実行組合、下羽鳥・長塚地区、中田地区、下長塚地区、三字地区農地保全管理組合が設立され、令和３年度からは６地区の保全管理組合で農地の草刈や耕起等の作業が行われます。

令和４年春頃の避難指示解除後、帰還された方が野菜作り等に取り組める環境整備の一環として、特定復興再生拠点区域での園芸品目の出荷制限等解除に向けた試験栽培の取組を、令和３年度以降も進めてまいります。また、将来的な水稻の作付再開に向けて、水稻栽培の安全性や生育を確認するため、下羽鳥地区で水稻の試験栽培を実施いたします。

長期間の避難指示等による農地及び農業用施設の機能を回復させるために、上羽鳥地区で農業基盤整備促進事業を実施し、営農が再開できる環境を構築してまいります。

営農再開に向けて、ビジョンの具現化に向けて地権者の農業再開に関する機運醸成と合意形成を図るため、地区座談会や個別訪問、農地利用に関するアンケートの再実施を行います。あわせて、外部からの担い手確保に向けて、新規参入・就農促進等の調査を行ってまいります。

イノシシ等に関しては、双葉町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊を編成し、旧避難指示解除準備区域内の捕

獲を行ってまいります。また、福島県二ホンザル管理計画（第3期計画）の対象区域に令和2年10月に追加されたことから、被害防止計画を作成するための調査を実施いたします。

教育関係についてであります。平成26年度に開校した町立幼稚園、小、中学校は、令和3年度は幼稚園5名、小学校30名、中学校6名の41名でのスタートを予定しております。

また、令和3年度には、町立学校に勤務するALTの出身地であるイギリスの自治体との友好都市締結を推進し、双葉町生徒海外派遣事業につなげるため、事前調査を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期としておりました令和3年双葉町成人式については、感染防止対策を徹底した上で、5月1日に産業交流センターにおいて挙行いたします。

令和2年度において、双葉町内における既存教育関係施設の在り方の適正化を図るために、基本的な事項について検討する「双葉町学校等施設在り方検討委員会」を立ち上げ、2月5日には「双葉町内学校等施設の在り方について」答申をいただきました。その答申内容を参照し、2月12日の「双葉町総合教育会議」において、各施設の利用可否を含め、方向性を確認いたしました。今後は「町づくり推進機関」において具体的な検討、調整を進め決定してまいります。

公共下水道事業についてであります。特定復興再生拠点区域内のインフラ整備を進めるため、引き続き特定復興拠点区域内の下水管渠等の災害復旧工事に取り組んでまいります。

以上、町長就任以来の取組とその成果、並びに令和3年度の町政に臨む私の所信と施策の一端を述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き議会、町民の皆さんとの対話を重視するとともに、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と居住開始、並びに双葉町復興まちづくり計画（第三次）の策定に向けて、職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、令和3年度における施政の方針といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで令和3年度施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（伊藤哲雄君） 日程第44、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時56分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 3 年第 1 回双葉町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 3 年 3 月 1 5 日（月曜日）午前 9 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

5 番 菅 野 博 紀 君

2 番 小 川 貴 永 君

1 番 山 根 辰 洋 君

6 番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	4 番	石 田 翼 君
5 番	菅 野 博 紀 君	6 番	岩 本 久 人 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	伊 藤 哲 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 健 一 君
参 事 兼 総 務 課 長 兼 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長	平 岩 邦 弘 君
復 興 推 進 課 長 兼 産 業 交 流 セ ン タ ー 所 長	大 浦 富 男 君
戸 籍 税 務 課 長	高 橋 秀 行 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住 民 生 活 課 長	中 野 弘 紀 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長 兼 青 年 婦 人 会 館 長	舶 来 丈 夫 君
生 活 支 援 課 長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教 育 総 務 課 長	橋 本 仁 君
代 表 監 査 委 員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
書 記	加 村 め ぐ み

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、私、今回の選挙で5期目に入りましたので、今後この4年間で町民の皆様の賠償、補償等を中心にやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目、補償、賠償について。東日本大震災・原子力発電所事故により、避難生活が始まり10年がたちました。避難生活はいまだ続いているますが、補償、賠償については双葉町民の多くの人が納得していないと思いますが、行政としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償、賠償について。補償、賠償について、行政としてどのように考えているのかとのおただしですが、町としましては事故から10年が経過しても、なお町域の大部分が帰還困難区域に指定されたまま解除に至っていないこと、並びに今もなお全町民が避難生活を強いられていることは、被害が継続しているとともに、賠償についても当然納得できる内容となっていないことを認識しております。

町としましては、被害者一人一人の被害実態に即した賠償等が確実に行われ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、さらには他の被災地域と異なる町の特殊な事情を十分に認識し、被災地域について一律の対応ではなく、町の被害実態に即した賠償の実施を国や東京電力に対し、引き続きあらゆる機会を捉えて粘り強く求め続けてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町としての立ち位置が、私にはよく分からないなと思います。東京電力の収束作業についても、双葉町としてかなりの協力はしていると思いますし、そういう面で言うと、この前勉強会でちょっと気になることがありました。双葉町、本当に長い間議員をやっていて見落としていたところが、今超過勤務とか、そういうのをちゃんと払っていただいていますよね。双葉町に2年に1回ぐらいずつ。そういう賠償は続けて、町としてではなく行政として、双葉町としてそうやってやってもらうのは、町民サービスするために当たり前のことだと思いますが、あと減税分に関しては、国から交付金等々でもらっていますよね。だけれども、双葉町民に対しては何もないのです。その中で、そういうものをいただいているのであれば、双葉町の存在意義が問われると思います。

双葉町は、町民の皆さんがいるので、双葉町として成り立っているので、例えば中間貯蔵に対して何にしても、町長はそれを止める権利を持っていらっしゃると思います。協力だけではなくて、そういうふうに協力しているのだから、こういうものもやってもらえないかという国への要望。要望ではないですよね。これはやってもらうようにしてもらいたい。でなかったら、協力できないという方向のものを出してもらいたい。

また、東京電力に対しても、本当にでは被害に遭ったのはどっちなのという態度がありありと出ていますよね。今回、水問題等々も出てきています。そういうものに協力できるかといったら、町民の声を聞いて、本当に協力できるのか、できないのかを出していかないと、町民の皆さんの避難生活は、ほぼほぼ苦しい方のほうが多くなってきています。一部の人たちはいいかもしれないです。多くの人間が困っている避難生活の中で、それをどういうふうにするのかというのも行政の役目ではないかと私は思っていますが、このことについてご答弁をお願いします。

あと、もう一点なのですけれども、中間指針第4次が出ました。もうしばらくたちますが、この中に米印で、1人1,000万円、一括払い、生活の増加費用を含まないというものが出て、その下に米印があるのです、1個だけ。そこには、対象者以外については、事故後6年経過後も引き続き1人月額10万円と書いてあるのです。結局は、追加賠償等700万円とかもらった方に関しては、もうそこで終わっているのに、それは追い抜かれてしまうのではないのか。帰還困難区域の方のほうは、本当に続いているのにどうしようもないような感じなのかなと。中間指針というものが出ているのであれば、例えば双葉町としては、示談金のように最終指針というものが何も出てきていない。終わっているのであれば、最終指針というものが出てきますよね。そこに関して、町長、どういうふうにお考えなのかなと。

双葉町でご苦労なされた高齢の方々、独り暮らしになったりなんかしている方々が、本当にこれでどんどん、どんどん生活が大変だというのと、双葉町にいて自分で健康づくりで野菜を作ったりなんかしていた方々が、それも全部買わなくてはならない。健康づくりはできない。ただ、ただみんな大変だ、大変だという避難生活なのですから、そこに関して、町長、ご答弁いただけませんか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、双葉町民の皆さんの賠償の対応につきましては、当然納得できる状況ではないということを、最初の答弁で申し上げているとおりでございます。まず、賠償指針の中身に書いてあるのは、最低限の賠償であるということをうたっております。そういったことから、当然双葉町の町民の皆さんは、今現在も全町避難が継続しているということで、他の避難指示解除した自治体とは様子が違う。まず、被害の継続が続いているということは、当然国、東京電力、さらには原子力賠償審査会、損害賠償審査会のほうにも訴えさせていただいております。そういったことで、町として容認できるものではないということを常々話をさせていただいております。

また、町で職員のいわゆる超過勤務、そういったものに対して東京電力のほうから対応してもらっていると。これにつきましては、町だけがということではなくて、当然双葉町にいてこういうふうな被害実態がない状況であれば、そういうふうな追加の残業であったり、超過勤務であったり、そういったものは必要ないわけですから、そういう部分が町として本来補償対応するべきなのかという、これは東京電力の今回の事故があったせいで、こういうふうな実情になっているということで、町として請求をさせていただいております。これは双葉町だけではなくて、他の自治体も同じ対応をされていると思います。

一方、議員指摘の町民の人たちがそういうふうな、町だけではなくて、町民の皆さんの賠償に対する対応が、一切されていないのではないかとというふうなご指摘もございました。そういったことにつきましても、町としてでき得る限り機会があるたびに国のほうに、東京電力、原賠審、そういったところに要望、要求をさせていただいております。昨年の実績でいきますと、令和2年7月2日に田中和徳復興大臣に町として復興に関する緊急要望を行ったり、さらには8月7日には大熊、双葉の合同で町、さらには議会の合同要望ということで、経済産業省、環境省、復興庁、自由民主党、公明党の東日本加速化復興本部に、双葉や大熊の特殊事情の賠償の取組、そういったものに関しての要望をしております。

さらには、9月2日には、原子力損害賠償紛争審査会が当町に視察に来られましたので、双葉町の議会の代表である佐々木議長と私と、原賠審の鎌田会長、さらには大塚会長代理に町の状況の説明をしながら要望させていただいており、9月30日には、新たな復興大臣であります平沢勝栄大臣、江島潔経済産業副大臣に、町と議会の合同での要望。さらには、12月1日、東京電力、経済産業省、文科省、復興庁に、県の原子力損害対策協議会と共にそういう要望活動、本年1月8日には、東京電力福島復興本社の大倉代表に、町と議会で要望させていただいていると。7回ほど昨年はそういうふうな要望活動をしております。結果、何か変わったかということ、実際議員ご指摘のとおり、変わっている状況ではないというのは十分認識をしております。

先ほど来申し上げているとおり、双葉町の実態というのは、他の自治体と違うということを強く国、

東京電力に訴えていかななくてはならないと思っておりますし、何よりもいまだに全国42の都道府県、市区町村では340以上の市区町村に避難を強いられている町民の皆さんの被害の継続、こういうふうな状況を強く訴えているわけですが、結果、まだそういったものに対して皆さんにお示しできるようなお話ができないというのは、非常に私も残念な思いしておりますが、そういったようなことで町として納得している状況でもありませんし、諦めている状況でもない。粘り強くやっていかななくてはならないというふうに考えております。

そういったようなことの中で、廃炉に対しての取組や中間貯蔵施設、ALPS処理水、そういったものに関して、町としてある程度の権限を持たされていると。安全協定というふうな仕組みがあります。そういったことに対して、そういうふうなものをしながら賠償の取組をとというふうなご指摘もございました。これは、何度も議員にもお話をさせていただいておりますが、東京電力の廃炉、いろいろなそれに伴う取組に関しては、これは町としては最大限配慮をして協力しなくてはならない。福島復興、さらには被災をして避難をしている住民の皆さんが、いち早く町内に戻ってこれるような環境整備を考えなくてはならないということで、それを止めてしまうことは、逆に廃炉の遅延につながったり、いろいろな風評被害の継続になってしまうというふうなことも危惧されますので、そういうふうなことを対応として考えているということはありません。

何より、この方向性が決まっていかななくてはならないということが、一生懸命町としては取り組んでいきたいという思いは十分ありながらも、結果が出ていないということに関しては、今後とも国、東京電力、さらには原賠審等々に強く議会と連携をしながら取組をしていきたい、そういうふうと考えております。

（「中間指針のことを答えてもらっていないです」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 中間指針の精神賠償の部分の10万円、これに関しましては終期という考え方からしますと、平成29年5月で終了というふうな数字の考え方からすると出ております。先ほど来申し上げましているとおり、双葉の町民の皆さんは全町避難が継続しているということで、それ以降もいまだに全町避難が継続している双葉町でありますから、その指針の考え方には、我々は納得しているわけではないということでもあります。いろいろな自治体がそれぞれの取組でやっておりますが、なかなかどの自治体も、そういったものに対しての結果が出ていないというのも現状でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） まず、議長、申し訳ありませんが、交通整理をちゃんとしてください。私、一般質問、これは随分前に出しているの、質問した内容が返ってこない、次、手が挙げられないので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） はい。

○5番（菅野博紀君） 内容がちょっと変わってしまっていてあれなんですけれども、まず町長、これは

何回も私も言っています。協力するのは、私は辞さないと思います、周りを考えれば。ただ、そのために双葉町民が犠牲になるのは、最も我慢できないことなのです。廃炉に関しても何にしても、協力するから、ちゃんとした賠償の継続、当たり前生活をさせてくださいと。

当町の町民で、あまりこれは言いたくないことなのですけども、生活保護を受けている方が出ているのです。そこら辺を考えたときに、やっぱり要望だけではなくて、何かをやらないとやってくれないというのが、多分東京電力と国側だと私は思っています。それ以上に、お話を町民の方とした中で、そういうお話はよくあります。自分たちだけがという考えにもなります。双葉とか東北地方の方は、すごく人がいい方が多いので、ある程度の我慢はしてこられていると思います。あまりこれ以上の我慢はどうなのかなと思いますので、止めるということは、ずっと止めるわけではありません。

例えば、私も6月以降、今考えているのは、水問題に関しての放出の凍結も議会としてはやらなくてはならないのかなと思うので、提案をさせてもらおうかなと思っています。ちゃんとしたことを協力しているのに、協力どころか、ばかにしたような対応を取られるのは、東京電力に至ってはとんでもないと私は思っていますので、そこら辺もう一度考え直していただきたい。双葉町の私は議員です。町民のことを一番考えなくてはならない。生活も考えなくてはならない。町長は、双葉町のトップ、町長ではないですか。周りよりも、まず自分のいる町の町民のことを少し考えていただいて、ずっとやるとは言いません。やってくれるまで止めるというようなことの交渉、要望ではなくて交渉の一部に使っていただけると、私はありがたいなと思います。

中間指針のことなのですけども、賠償が終わればの話ですよ。これ以上出さないというのであれば、これは最終指針、町長がおっしゃるように分かります。私もこの賠償の問題、中間指針、1人10万円はおかしいだろうということで、文部科学省にも問合せとかいろいろしています。その時に一番最初に言ったのは、多くの被害者がいるので、1人10万円になりましたと。それって、要は基準が自賠償の13万数千円の話なのです。だけれども、払い過ぎないように10万円で、精算したときに払い過ぎたものがないように、返してもらうものがないような指針だというようなお話をいただきました。皆さんが落ち着いたぐらいになったときには、ちゃんと精算をするような方向性のものですよという説明を、その職員の方がしているわけです。

そして、もう10年がたちました。ある程度落ち着いているのではないですか。であれば、賠償も全然止まった状況であれば、ここ数年全然ないではないですか。それこそ最終指針で、帰れないのだったら帰れない分の、例えば本当に10万円ではなくて、1人基準にしたものでいけば13万幾ら、個人個人多分その額って違うので、精算できるだけの余裕ができていると思うのですけれども、最低でもそういうものを出す。でなければ、避難生活が続く限りというのであれば、やっぱりそういうものも出してもらわなくてはおかしいと思うのです。

中間指針は、実際に言ったら法律ではありません。法律ではないものに対して、なぜ当町の町民だけは、ほかの地域もありますけれども、私は双葉町の議員として言えることは、当町の町民は、日本

国憲法でちゃんとした賠償がしてもらえないのかというのがおかしいなと思います。町長もこれはお分かりだと思いますけれども、三権分立で本当に進んでいるのか。みんな一緒なのではないのかというのが、すごく心が痛むところだし、お答えもなかなか厳しいと思うので、その中でできることが、要は国の中間貯蔵、東京電力の要は廃炉作業、それに関して協力してもらえなかったらというような強く出るところが必要ではないかと私は思いますが、町長、お考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

これは何度も賠償の件についてはお話をさせていただいております。避難指示解除したところとそうでないところ、これは当然被害の実情、実態というのは継続しているか、終わっているかという点では、全然違うと思っています。そういう部分では、当町は現在も日本全国の中で、さらには福島県内では唯一全町避難が継続している自治体ということで、被害の実情に関しては、まだ被害が継続中だというふうな考え方で、町としてはそういうふうな対応しているつもりです。国、東電に対しても、避難指示解除して戻ることが可能になったところ、そこは住民の人たちの判断で戻ろうとも戻らなくても、これは自由だと思っておりますけれども、戻りたくても戻れないものは、全然状況は違うでしょうと。双葉町に関しては、現状全町避難ということが継続しているわけで、戻りたくても戻れないと。これは国の命令によって、我々はそれをしっかりと遵守している。そういった状況であるにもかかわらず、賠償の考え方というのは、一律一括の考え方というのは、当然容認できない。そういうふうに何度も国にも東京電力にも原賠審にも申し上げております。

ただ、国民世論、さらには原賠審の中の委員の先生方の話を伺いますと、そういう話というのは、どうも残念ながら風化している傾向にあります。そういう部分が、我々としてはこれだけ大変な思いをしている人たちが、なぜ風化とか、そういったもので犠牲にならなくてはならないのかというのは、常に私としても心の中に秘めるものといいますか、しっかりと取り組んでいかななくてはならないという気持ちでやらせていただいております。そういう部分では、なかなか結果が出ていないというのは、非常に心苦しいところでもありますけれども、強く国、東電、さらには関係省庁にはそういうふうな要望、要求はさせていただいております。原賠審には、特に強く申入れをさせていただいている結果、会長からは、伊澤町長は厳しいことを言うからと最初に釘を刺されてしまうぐらいに、今そういうふうなことでやっておりますけれども、厳しいとか厳しくないとかではなくて、被害実情、被害実態というものをしっかりと捉えて、原賠審としてその方向性、法律の専門家ですから、やってもらいたい。そういうふうなことを、昨年も前の議長の佐々木議長と２人で双葉町の産業交流センターで交渉してまいった、そういうふうなことであります。

東京電力の取組のいろいろな議員ご指摘の長い間ではなくてもいいけれども、そういうふうな止めることによってというふうな対応ということは、これは何度も申し上げているとおり、この考え方はやはりそぐわないだろうというふうな考えで、我々としてはそういうふうなことは考えておりません。

（「法律ではないですよねと言っている。中間指針は法律じゃない。

法律として何でやってもらえないのかという、それを言ってく
ださいという話している」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 今、町長のほうから、中間指針に関しまして報告あったとおりだと思います。
5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） もう一度申し上げます。

私、法律等々で裁かれないのは何ですかとかいろいろ聞いていますけれども、議長がそういうふうにおっしゃるのであれば、次の質問に入りたいと思いますが、今後そういうことがないようにお願いいたします。私、3か月に1回しか一般質問がない。その中で町民の意見を聞きながら、大事な一般質問の場で交通整理はもう一度お頼みします。ちゃんとしてください。

では、2、避難生活についてを質問いたします。避難生活も10年がたちましたが、双葉町民の生活も大変なことが多く、行政としての関わり合いが大事な時期だと思いますが、町民の意見など、どのように聞いているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、避難生活について。

避難生活も10年が経過し、町民の生活も大変な中で、行政としての関わりが大事な時期と考えるが、町民の意見などどのように聞いているのかとのおただしですが、町民の意見等を聞く場としましては、各種団体での会議をはじめ、様々ありますが、その中でも最も大きなウエートを占めているものが、私が町長に就任以来、毎年県内外で開催している町政懇談会と考えております。去年は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、町民の安全確保の観点から、やむなく中止とさせていただきましたが、町政懇談会につきましては、今さら申し上げるまでもなく、町の現状や復興状況の取組など重点事項を説明させていただいた上で、町民の皆さんからのご質問や意見等をお聞きし、町の復興や今後のまちづくりのための参考とさせていただく場でございます。

つきましては、昨年大きなウエートを占める令和2年度町政懇談会の中止、また各種会議やイベント等の開催が延期、または中止されたことを踏まえ、町民の皆さんに対して、町の重点事項について広報紙等で周知し、同時に町へのご意見、ご要望をお寄せくださいといった記入用紙を広報紙の中に折り込み、ご案内させていただきました。その結果、これまで町政懇談会に参加された方をはじめ、一度も町政懇談会に参加されなかった町民の方々からも数々のご意見が寄せられ、一定程度は町政懇談会の役割をカバーできたものと考えております。

したがって、現時点では新型コロナウイルスの収束がまだ見えない中、今後町政懇談会開催の可否については、コロナ禍の情勢を見極め判断していくこととなりますが、町の復興や今後のまちづくりに向け、町民の声を幅広くお聞きする場については、今後とも継続し、機会を設けていきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） まず、新サポート補助金、今年5年分一括上程されて、それに対しては本当にありがたいなという。去年9月にその原資が入ってきたら、去年補正でやってほしかったなという気分もあるのですが、この時期を教えてください。実際、大熊さんは、お隣の町は、話し合っている町が早めにやってしまったことによって、双葉町民も早めに欲しいということで、今年度予算に入っていました。約32億円近く、31億8,000万円ぐらいだったと思うのですが、そこら辺で、この時期。

あと申請の仕方、私も大熊さんのは見ていないので、何人かに結構聞かれます。そういうのはどうだったのかとか、大熊みたいに、隣の町村みたいに、名前を書きただけだったのかとか何とかというのを前から聞いているのだけれども、申請の内容、それをどの程度簡略化できるようにやるのか。最低でも隣の町のやり方と同じように簡単にやっていただきたいというのが、この2つの質問が1つ目です。

あとは、町政懇談会、これはやり方というのもあれなのですが、何かもうちょっとやり方を変えないと、本当に行きたい人たちが普通の日に出てこれない。その日は出てこれない。お年寄りであれば、車を運転しては駄目だとか、車がないとか、そういう面が多くあります。もうちょっと意見の集約の場を、行政として考えていただきたいと私は思っています。それに対して2つ目の質問。1つ目の質問は2つです。

また、あとさっきも言いましたが、サポート補助金、確かに一括で今年50万円もらったとしても、先ほどの質問でも一部触れましたけれども、生活が逼迫している方がかなり多いのです。それに対して医療費、今年の2月延長になりました。前からこれは言っているのですが、何で直前なのですか。高速道路、3月に延びました。ここは公明党さん等がすごくやってくれるところなので、安心はしたけれども、何でもっと早く言ってくれないのか。広島・長崎で言えば、被爆者等々にやる手当として、医療費はただとか、そういうのを継続的にやっています。手帳を申請する類いによって。これだけ避難生活を、被爆者だけではなくて、これだけ避難生活が延びて、ほかの地域で帰りたいけれども、帰れない状況にまで追い込まれて、ただ、ただ精神的にこういうふうに進められるようなことを国が国民にやっているということは、憲法上問題がないでしょうか。

町も実際に上から出てこないからという職員さんの気持ちは分かるのですが、町長、職員の人たちも電話もらって、かなりそういうことで大変な思いをしている状況で、さっきの質問の要望ではないのです。要望も分かります。要望でどうしようもなかったら、次の手を考えなくてはならないのですが、これをやってもらうために何か秘策があるのか、ないのか。やってもらわないと、これは双葉町民には極めて厳しい状況だと思うのですが、そこも含めて3つ目の質問をします。1個目の質問は2つありました。議長、よろしいですか。

○議長（伊藤哲雄君） はい。

○5 番（菅野博紀君） ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、再質問の1点目のサポート生活補助金、一括交付についての話ですが、これはもともとが中間貯蔵等影響緩和交付金の一部を取り崩して、町民の皆さんに毎年10万円ずつ10年間というふうな制度でありました。交付金の事業であります。交付金を現金化をして町民の皆さんに配布するというの、今まで恐らく私の知っている限りですけれども、日本の国という制度の中で、交付金を個人に渡すということは今まではなかったはずで、これは、大熊・双葉町の取組として、ある意味国に認めさせたといえますか、国に認めてもらった取組だと思っております。

一方、一括交付ということになりますと、交付金の制度上、交付金では出すことができません。ですので、当町としては、一般財源から取り崩してやらなくてはならないということで、財源の担保、いわゆる町として町民の皆さんに一括配布できるような財源ができたということで、今回、昨年そういうふうなものが入りましたので、町民の皆さんに残り5年間、サポート生活補助金を一括交付できるように、これはお金の種類としては組み替えておりますので、全然はっきり言いますと別な種類になってしまいます。交付金ではなくなります。町の一般財源のほうから取り崩してやると。そういう部分で、何とか町民の皆さんにいろいろ一括交付というふうな話を私も聞いておりましたから、できるようになったということで、今年の当初予算で、そういうふうな財源に関して上程をさせていただいております。

さらには、町政懇談会の日程的なもの、例えば若い人が町政懇談会に出席、参加するためには、平日は厳しいというふうなご指摘もありました。そういったことから、過去に土曜日、日曜日を主体にして、そういうふうな日程調整をしたことがありました。そういうふうなお話がありましたので、我々としてはそういう若い人たちの参加を見て、町政懇談会でいろいろご意見を伺うというふうな期待をしていたわけですが、さほどの人数的な効果がなかったということで、残念ながら平日も含めて戻させていただきました。そういったようなことで、どういうふうな取組をすれば、町民の皆さんが出席しやすいかということは、我々としても考えて取り組んでいるつもりであります。

3番目の今国から被災自治体が支援をいただいている健康保険の減免であったり、高速道路の無料化、こちらについては議員言われるまでもなく、我々としても毎年、毎年そういう要望をして、年度末、2月であったり、早いときは1月でも国から連絡が来ますけれども、どうしても毎年、毎年被災をされている住民の皆さんとすれば、今年はどうなのだとということで非常に不安になるというのは十分認識しておりますから、これは避難が継続している間、継続するというふうな取組はできないのかということで、国のほうにはいろいろ申入れさせていただいておりますけれども、どうしてもこの予算というのは年度、年度でやるので、そういうふうなものに対応するのは厳しいと。

ただ、一方、最近議論になっております避難指示解除して相当年数たっている自治体と、当町のよ

うにまだ避難指示解除していない自治体と、一律一括のこの制度の運用の仕方というのは、おかしいのかなというふうな議論も最近されております。やはり、避難指示解除して、例として例えば10年間この制度を運用してもらっている。当町は、まだ避難指示解除していない。だけれども、大体復興の状況が終わってきているので、終わりにしましょうというふうな話があったとするならば、我々としては、それは認めることができません。やはり、一括一律にそういう制度を廃止するのではなくて、段階的にやるべきだろうと。例えば避難指示解除して10年で終わったら、当然我々も避難指示解除したら、そこからカウントして10年後にというふうな、公平公正という考え方からすれば、そういう取組をしなくてはおかしいでしょうということはあると思います。

どうも考え方として、ある程度の一括に終わっていきましようというふうな考えを持っているような感じを見受けられたので、私としてはそんなことは絶対容認できない。そんなことをやったら大変なことになりますよというふうなことで、国のほうには申入れをさせていただいておるところであります。当然、当町が一番最後に避難指示解除したのですから、そういった制度の運用に関しては、一番最後までやっていただくというのは、これは当たり前の決して無理な要求ではないと思っておりますので、そういう取組をしていく、そういうふうな考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） まず、いつ、新サポート補助金の件、手続の仕方、お答えいただけていません。

あと、もう一つ、私も再々質問に入りました。1個目の質問でも、これでは一般質問をやるほうとしては、3月議会、6月議会までやるようになるので、議長、もう一度申し上げます。交通整理をお願いいたします。答えていないことなどに関しては、ちゃんと執行部、町長にお答えいただけるようお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） はい。

○5番（菅野博紀君） では、再々質問に入りたいと思います。時間もありますので。

さっき言いました新サポート補助金については、いつなのか、いつできるのか。これは早めにやっていただきたい。再質問で聞けば、再々質問でその後の話も聞けたのですが、これで聞けなくなりました。これは、町民が一番聞きたいことだと思います。

あと、また手続に関しては最低でも、もう一度言いますが、隣の町のようになるべく簡略した形でやっていただきたいということを、もう一度ご質問いたします。

あと、最後の高速道路等、医療費等、町長、終わりにするのは認めません。私としたら容認できませんといいますが、今までの形では容認するようになるのではないですか。やらないよと言われたら、では町長としてはどうするのですか。やらないよと国が言われてきたときに、容認できないだけでは、そのまま進められてしまうのではないのでしょうか。予算もあります。これは、私が思うに、こういうあれがないといいますが、実際にはあります。これは、毎年予算を取っていただくため

には、先ほど言った広島・長崎のようにちゃんと医療費免除、そういうものですね。被爆者手帳等々をつくるというようなものがあれば、これは毎年予算化できるものではないかと私は思っています。それは国の制度です。国の制度ということは、国の方々が立法できることです。私たちでは立法できません。それを含めて、このことに関しては教えていただきたい。

あと、答弁の中でさっき交付金ではない。組み替えたから交付金ではないといいますがけれども、私、原資がどこから入ってきたのか分かっているの、それは発言の取消ししてもらったほうがいいのかな。だって、結局は賠償でもらったものに対しては、交付金になるのかという話になるのですけれども、そこら辺も私勉強不足なので……

(何事か言う人あり)

○5番(菅野博紀君) そうだよ。に関しては、交付金というのは国からもらいますよね。けれども、この原資は違うと思いますけれども、そこら辺がちょっと、これは皆さんの前で言うともずいのであれば、後で説明をいただいたほうがいいのかなと思います。

(何事か言う人あり)

○5番(菅野博紀君) 前のでしょう。新生活サポート補助金を言っているのだよ、私。

(何事か言う人あり)

○5番(菅野博紀君) 私、新生活サポート補助金のことに對して質問しているのですけれども、生活サポート補助金はもう別の話ではないですか。それをだから答弁の中に、私は新サポート補助金のことを、新ですよ、聞いているのです。サポート補助金のことを答えられても、これは交通整理なのです。ごちゃまぜになってしまうので、新サポート補助金は交付金ではないということは、私は分かっているの、新サポート補助金を聞いているのです。議長がちゃんと交通整理をしてもらわないと、私一般質問できないので、ではそこはいいです。サポート補助金とは、私聞いていませんので、サポート補助金は交付金とか何とかというのはまた別問題なので、それはいいので、今質問したことについてお答え願います。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 新サポート補助金のおただしですけれども、具体的な一括交付の時期につきましては、令和3年度当初からの着手予定となります。令和3年度下期から申請受付を始め、令和4年春頃の帰町開始前の令和3年12月から令和4年1月頃までには、町民の皆さんに交付できるようにしたいというふうに考えております。

○議長(伊藤哲雄君) 申請。

○町長(伊澤史朗君) 申請の仕方につきましては、大熊の例もございますから、町民の皆さんにご苦労かけないような、なるべく手続しやすいような方法ということで考えていきたいと思っております。

あと、菅野議員から再々答弁漏れといいますが、質問したことに対してお答えされていないということで言われておりますが、一般質問は事前通告制でございます。この事前通告に対して私が一般質

問の答弁をしたものに対しての再質問というのが、通常のルールでありますので、そのことは、私、答弁漏れというふうにはなっていないというふうに認識しております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ここは、私質問した、今あったばかりだから、後でそれは議長に報告してお話しさせていただきたいと思います。再質問を終わっていますので。

第3の双葉町復興について、これは時間がないので、6月に回したいと思いますので、最初の質問だけもらえばいいと思います。2022年春、双葉町は特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目標とし、それに伴い帰還する計画ですが、双葉町に帰還する町民の目標人数や医療問題、商業施設の整備などについてはどのような計画なのかお伺いいたします。

また、原子力発電所事故の影響はないのか。令和3年2月13日の地震は、震度6弱で東日本大震災の余震であり、今後10年続くとのことですが、帰還に対しての町長のお考えをお伺いいたします。

あと、この中ですみません。弱と強、震度6と表示していますけれども、双葉町は震度6弱だったみたいなので、これは訂正させていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町の復興について。

まず、双葉町に帰還する町民の目標人口や医療問題、商業施設の整備計画についてのおたかしですが、帰還する町民の目標人口につきましては、平成29年9月に内閣総理大臣に認定を受けました双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画において、避難指示解除から5年後の目標人口を2,000人としております。まずは、令和4年春頃の特定復興再生拠点全域の解除目標に向けて、新たな生活拠点の整備を進めてまいります。元来、町民の皆さんが居住していた場所への帰還に先立ち、町内への帰還が可能となる受皿を整えるべく、双葉駅西側に景観を意識した新たな生活拠点として、災害公営住宅や再生賃貸住宅を段階的に整備してまいります。

さらに、住民意向調査により、帰還を判断するための要件として、医療施設や商業施設が必要とされていることから、医療施設につきましては、令和3年度において設計業務を実施し、引き続き整備工事に取り組んでまいります。また、商業施設につきましては、役場仮庁舎周辺に整備することとして、医療施設同様に令和3年度に設計業務を実施し、引き続き整備工事に取り組んでまいります。

次に、原子力発電所事故の影響はないかとおたかしですが、先月、2月13日午後11時8分頃に発生した福島県沖地震では、本町で震度6弱を観測し、この地震により廃炉作業中の福島第一原子力発電所でも一時原子力警戒態勢が発令され、パトロールを行い、その後警戒態勢は解除されました。しかし、その後処理水のタンクのずれや1号機、3号機の原子炉格納容器の水位低下、それに伴う1号機の原子炉格納容器の圧力が低下していることが発表されましたが、幸いにも空間線量率の有意な変動もなく、原子炉への注水は継続しており、原子炉格納容器の底部にある熔融核燃料デブリの冷却は問題ない状況と聞いております。

先月22日の原子力規制委員会でも、東京電力の危機管理や情報公開の対応に批判が出されました。議員おただしのように、今後も続く余震活動により、福島第一原子力発電所の廃炉作業の中で同様のトラブルが発生することは、町民の皆さんに不安を与えるものであり、これは来年春頃の帰還を目指して取り組んでいる本町の復旧・復興事業に水を差すものであります。福島第一原子力発電所の廃炉作業でのこうしたトラブルについては、東京電力ホールディングス株式会社に対し、危機管理や情報公開の不備の改善を図り、安全かつ確実に廃炉作業を進めていくよう強く求めてまいります。

町としましても、廃炉作業を安全かつ着実に進めることで、町民の皆さんの安心感や帰還意欲の高まりにつながるものと考えておりますので、国及び東京電力に対して計画どおりに着実に廃炉が完了できるよう、引き続き強く求めてまいります。

また、東日本大震災の余震が続く中での帰還に対するおただしですが、町では今後帰還される町民の皆さんや、新たに移住される皆さんのための住む拠点を整備しております。町への帰還により、東日本大震災以来初めて実際に居住し、新たな地域コミュニティが形成されるとともに、防災対策の面でも様々な課題が出てくることと思います。防災対策は、自助、共助、公助の3つの取組で進めていかなければなりません。居住される皆さん自身による自助と、居住される皆さん同士の共助、そして町による公助により、互いに連携、支援していくことが望ましいと考えております。災害時の連携、支援について、居住される皆さんと意見を交換し、当地区の継続的な地域防災力の向上に努めてまいります。

町としての公助の役割として、避難施設の確保や整備が必要になりますが、現時点で町内で稼働している公共施設は、産業交流センターとコミュニティセンターになります。このため、今後の帰還人口の想定を基に、施設の収容人数や移動手段の確保を踏まえた双葉中学校校舎などの活用を含め、避難場所や避難所の確保を早急に検討し、帰還される町民の皆さんや新たに住民となられる皆さんの不安を解消し、安心感を持っていただくように、引き続き来年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と、それに合わせて帰還に向けた取組を進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 東京電力に対しては、一番最後の一番問題だったと思うのは隠ぺい体質、震度計等々壊れたのを分かっているのに直していなかったとか、報告義務等々なくて、それを遺憾だと言っても分からない会社だと私は思っています。やったことの責任も取らない。双葉の町民をこれだけ苦しめている。当町だけだとは思いますが、そういう面に対して要望です。あくまでも、町長、これは強い何かを持たないと、相手も何もやってくれないと思いますので。ただ、安全神話も壊れましたので、今後東電さんがこういう隠ぺい体質をやっても、何もないと思っていますか。そこら辺も考えながら、今後の東京電力の対応を考えていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

2 番、小川貴永君。

(2 番 小川貴永君登壇)

○2 番 (小川貴永君) おはようございます。通告順位 2 番、議席番号 2 番、小川貴永、ただいま議長一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきたいと思います。

初めに、町民のコロナウイルスワクチン接種について伺いたいと思います。町民のコロナウイルスワクチンの接種について。新型コロナウイルス感染については、今年初めに国から11都府県に対し緊急事態宣言が発令されるなど、今なお国民生活に大きな影響を及ぼしております。そのような中、国や自治体において、コロナワクチン接種の準備が進められており、ワクチンの接種は、住民票のある市町村がそれぞれ対応することになっているかと思いますが、全国300を超える市町村に避難されている町民の皆さんは、どこでワクチン接種するのかを含め、希望する場合に確実にワクチンを接種できるかどうか、非常に心配されているのではないのでしょうか。震災から10年目を迎える現在においても、町民の皆様は避難生活を継続されており、これ以上の心労、ご負担をおかけすることはあってはならないと思います。

そこで、避難生活を継続されている町民の皆様が希望する場合に、ワクチンを確実に接種できるようにするため、町はどのように対応するのか、町長にお考えを伺います。

○議長 (伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長 (伊澤史朗君) 2 番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、町民のコロナウイルスワクチン接種について。避難生活を継続している町民の皆様が、新型コロナウイルスワクチン接種ができるようにするために、町はどのような対応をするのかとのおたただしですが、町民の皆さんは全国に避難していることから、避難先市区町村で新型コロナウイルスワクチン接種を受けていただくことになります。避難先市区町村でのワクチン接種に当たっては、各市区町村によって接種体制が様々であり、町民の皆さんには避難先市区町村で接種方法を確認し、予約した日時にワクチン接種を受けていただくこととなります。また、ワクチン接種時には、双葉町が発行した接種券と住所地外接種届出済証のほか、運転免許証等の本人確認書類が必要となります。現在、町では接種時に必要となる接種券や所在地外接種届出済証の作成など、準備作業に取り組んでいるところです。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、国が接種順位と接種の時期を公表し、各市区町村が接種を行うこととしており、まずは優先接種となる65歳以上の高齢者に必要書類が届くよう作業を進めているところです。

○議長 (伊藤哲雄君) 2 番、小川貴永君。

○2 番 (小川貴永君) ご答弁ありがとうございました。

避難生活を続ける町民の皆さんが希望する場合には、確実にワクチン接種できるよう、引き続きし

っかり対応いただきたいと思います。

次に、双葉町のまちづくりについて伺います。双葉町は、伝統文化が長く受け継がれてきた町であり、双葉町のまちづくりを考えていくに当たっては、伝統文化をどう受け継いでいくかが大切です。先日、双葉町学校等施設在り方検討会が開かれ、歴史民俗資料館の取扱いや、清戸迫古墳や双葉南小学校の活用についても盛り込まれていたと聞いています。町なかには図書館やグラウンドもありますが、それらもうまく活用し、伝統文化を語り継ぐことができる場所を確保して、にぎわいある私たちのふるさとを取り戻すまちづくりを進めるべきと考えていますが、今後どのように進めていくのか、町長のお考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町のまちづくりについて。

伝統文化を語り継ぐ場所を確保し、にぎわいあるふるさとを取り戻すまちづくりを進めるべきとおただしですが、双葉町復興まちづくり計画（第二次）において、次世代を育み、ふるさとをつないでいくための取組として、双葉町の歴史、伝統、文化の記録と継承を施策としております。伝統文化は、地域の精神的なよりどころであると捉えており、これからまちのにぎわいを取り戻すためにも、地域で行われていた伝統的な行事の再興は必要であり、ダルマ市で行われていた奉納神楽大会、神社の浜下りなどの祭礼がそれに当たりますが、伝統行事を通してまちのにぎわいを創出できればと考えております。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による全町避難が継続している中、伝統文化の保存、継承を目的として、芸術文化団体連絡協議会や相馬流山踊り保存会活動への支援をはじめ、神楽、じゃんがら念仏踊り、宝財踊りなどの民俗芸能伝承事業や盆踊り事業など、各種団体への支援を続けてまいりたいと考えております。

また、伝統文化を継承していくための拠点として、町民が集える公民館などの整備が必要と考えております。双葉町復興まちづくり計画（第二次）においても、町なか交流拠点として歴史文化交流拠点を位置づけ、公共公益施設を活用しながら人々が集い、双葉の歴史や文化に触れられる空間を形成するとしており、伝統文化を継承する場所の確保を通じてまちのにぎわい再生を図ってまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） お答えいただきましてありがとうございます。

まちづくりにおいて、しっかり伝統文化を受け継いでいくことは、双葉町を取り戻すことはもちろんですけれども、双葉町へ観光客を増やすことも、町なかを再生していくことにもつながるのではないかと考えておりますので、しっかり進めていただきたいと思います。

次は、令和4年春の町内での役場機能再開に伴う町職員の住まいについて伺います。2022年春の町内での役場再開に伴う役場職員の住まいについて。町では、来年春の一部の避難指示解除と居住開始に向け、町内の生活インフラ整備が進められています。これに関し、町では双葉町の東側に町役場の

仮庁舎を建設することとし、居住開始のタイミングに合わせて役場を再開するとのことですが、ふるさと再生の第一歩として、また戻られる方の安心を確保する上でも、役場が当初から町内で本格的に再開されることは非常に重要だと考えます。

町内での役場の再開に当たっては、当然のことながら多くの職員が働くということだと思いますが、現在職員はいわき市、それから郡山市、埼玉県加須市など町外で勤務しており、町内で役場をしっかりと運営していくためには、職員の町内での住まいを確保する必要もあるのではないかと考えます。町は、町内での役場再開に伴う職員の住まいについてはどのように対応するのか、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、2022年春の町内での役場再開に伴う役場職員の住まいについて。

町内での役場再開に伴う職員の住まいに関する町の考えについてのおたただしですが、現在町では、2022年春頃の特定復興再生拠点区域の避難指示解除と住民帰還開始に合わせて、町内での役場業務の本格的な再開を目指し、準備を進めております。町内の特定復興再生拠点区域内では、家屋の解体が進み、東日本大震災前に町内に居住していた職員の多くが住居を解体するなど、住まいの確保が帰町に向け必要となっています。このため、職員の住まいの確保については、役場業務の再開に合わせ、町として民間宿泊施設の利用や町内に整備される民間賃貸住宅への入居等により、住居の確保を進めていきたいと考えております。

町の復興に向けては、職員が町内に居住することで、帰町される町民の皆さんや双葉町への移住を希望される皆さんが、安心して生活できる居住環境をつくり出すことにつながっていくと考えておりますので、職員の住まいの確保についても取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。

町内での役場の運営に影響が出ないように、職員の住まいについてしっかり対応いただきたいと思います。

以上で私の一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） 議席番号1番、通告順位3番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1番、コロナウイルスワクチン接種における町の体制及び業務実施内容についておただしします。先ほど同僚議員のほうのご回答にもいただいたとおり、かなり複雑な対応を必要とされる事務になるというふうな理解をしております。これは、住民側もそうですし、行政側の事務もかなり複雑になっ

てくるのかなという中で、コロナウイルスワクチン接種に関する町の体制、どのような人員規模で、どういった業務を想定しているのか、広域避難による自治体連携について、どのような対応を取るのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1 番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、コロナウイルスワクチン接種における町の体制及び業務実施内容について。新型コロナウイルスワクチン接種に関する町の体制について、どのような人員規模でどういった業務構想をしているのか、広域避難による自治体連携について、どのような対応を取るのかとのおたかしですが、町民の皆さんは全国に避難していることから、避難先市区町村で新型コロナウイルスワクチン接種を受けていただくことになります。新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務については、健康福祉課健康づくり係が中心となって取り組んでいるところです。係員は10人で、現在は町民の皆さんからのワクチン接種に係る問い合わせや、全国に避難している町民の皆さんが避難先市区町村でワクチン接種時に必要となる接種券や所在地外接種届出済証の作成など、準備作業に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルスワクチンの住民接種については、当面確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、それに合わせて各市区町村が接種を行うこととしています。接種順位ですが、新型コロナウイルス感染の重症リスクの大きさ等を踏まえ、まずは65歳以上の高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者、そのほかの者へと順次接種していくこととされておりますが、新聞、テレビ等でも報道されているように、ワクチン確保の関係から、65歳以上の高齢者へのワクチン接種の開始が後ろへずれ込んできており、そのため町で対応すべき作業スケジュールを確定できない状況にあります。

また、広域避難による自治体連携についてですが、町としましては、これまで町民の皆さんが多く避難している市区町村に接種体制の確認や、避難先住民の方と同様に対応していただけるよう依頼等を実施してきております。また、福島県においても、避難先市区町村に避難者情報を県で集約し提供することとしており、避難者の確実な接種につなげることをしております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） 1 つ、再質問させていただきます。

今後、同じような事案が起きると思うのですが、今回の知見をどう活かすかという部分と、自治体連携のガイドラインというか、国と県との調整というのでどんな方針で調整をされていくか、今後の取組に向けてのそういった方針があるかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

コロナウイルスワクチン、まさに双葉町の現状が前例のない避難生活ということで、全て前例のないことを我々はいろいろ判断していかななくてはならないということで、非常に大変な状況ではありますが、こういうふうな状況を経験した上では、次、いかなるようなものが出てくるといこともなかなか想定はしづらいのですけれども、随時町としては柔軟な対応をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。

では、次の質問に行かせていただきます。2 番、中野地区復興拠点における人的災害リスクの軽減の取組についてお伺いいたします。中野地区復興拠点には、町民、事業者、訪問者など多様な人々の行き交いが増えている状況ではありますが、当該エリアにおける防災・減災に関する取組の現状と、今後想定している事業にはどのようなものがあるかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中野地区復興拠点における人的災害リスク軽減の取組について。

まず、当該エリアにおける防災・減災に関する取組の現状についてのおたかしですが、町の復興のステップとして、人の流れを創出し、にぎわいを取り戻すためにも、町民の皆さんをはじめ、立地企業の皆さん、ここに来訪される方々が交流できる場として、当該拠点を活かしていきたいと考えております。今後、人が集まり事業が活発になれば、議員おたかしのように災害時の対策も講じていかなければなりません。そのため、拠点整備時には地盤を2メートルかさ上げするとともに、海岸堤防も1メートルかさ上げし、海岸防災林も整備されているところです。

そして、防ぎ切れない万一の大規模災害に備え、災害対策の最上位の目的である人命を守るという考え方から、災害リスクを認識して日頃から命を守る行動を考えていただくために、本町でも津波ハザードマップを作成し、先日「広報ふたば」にて各戸配布するとともに、町公式ホームページにも公表したところです。また、産業交流センターの入居企業の皆さんには、会合を通じて津波ハザードマップを配布させていただきました。今後、中野地区復興産業拠点の立地企業の皆さんにも、会合の場を通じて津波ハザードマップのご説明をしてみたいと考えております。

さらに、災害時に必要な物資を確保するため、町として産業交流センター内に最低限の食料、飲料水などの物資や資器材の備蓄も進めており、今後津波以外の災害時には、避難所のような機能を持たせるようにしていきたいと考えております。

次に、今後想定している事業についてのおたかしですが、災害は津波だけではなく、豪雨、洪水などの異常な自然現象や大規模な火災など挙げられます。当地域は住民が居住しておらず、町民の皆さんも含めて、来訪される皆さんと、立地企業や産業交流センターに入居されている事業者の皆さんがほとんどです。こうした災害に対応していくためには、町だけで対応するのは限界があります。事業者の皆さんにも日頃から地域防災の取組に協力していただき、事業者の皆さんでの自助と事業者間の

共助、そして町による公助により、互いに連携、支援していくことが望ましいと考えております。

一方で、事業者の皆さんにおかれましても、大規模な災害は地域住民の生活だけでなく、企業活動にも支障を来すことから、何より従業員の皆さんやお客様を守るべく、事業者での防災への取組や、事業継続計画などの作成にも取り組んでいただくよう働きかけていきたいと考えております。このように事業者の皆さんとの会合の場で、まずは災害時の連携、支援について意見交換し、防災意識を高める機運の醸成を図る等、当地区の継続的な地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） 再質問を少しさせていただきます。

今、自助、共助、公助というお話が答弁の中でさせていただいたかと思うのですが、この共助の部分というのが、新しく入ってきた事業者さんであったり、町民の皆さんであったり、来訪者の皆さんもここを初めて訪れるようなところがある中で、すごくこのづくり方が難しいのかなというふうに思っているところです。そういった形で、共助って本来は民間事業者同士でつくるものではあると思うのですが、少し行政介入が必要なのかなと思っていまして、この辺りどんな考え方を持っていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

事業者同士のそういった取組に関しては、やはり行政がある程度関わらなければ、スタートというのはなかなか厳しいのかなというふうに考えております。そういった部分で、中野の産業復興拠点に來られている、産業交流センターにも事業所が10社入っております。そのほか22件の企業と立地協定を締結しておりますので、プラス22の企業がということなので、そういった企業同士の事業者も含めて、連携してそういう集まりといいますか、協議会的な復興産業拠点で働かれる皆さんが集まっているいろいろな連携協議できるような場を、町としてジョイントしていければと思っています。そこからスタートして、いろいろなものの取組というのを進めていったらどうかなというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） もう1 件質問させていただきます。

今の10社プラス22社ということだったのですが、こちらに県の伝承施設が入っているのかどうかということと、ここは少し訪問者の質が違うかなと思っていて、その辺りとの連携、県との調整とかというのはしているのかどうか、再々質問とさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

県の原子力災害伝承館の件ですが、そういった構想には入っておりませんが、ただいろいろな災害ということになれば、県であるからとか、町であるとかということではなくて、連携して対応していかなくてはならないということで、そこは柔軟に県のほうにも声かけをしまして、そういうふうな安全

対策ですから、これは共助でやっていただくというのは当然やっていくべきだろうということで、そこは柔軟に考えていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。

本当に地震もさきにあったので、すごくここは重要なポイントかなと思っていますので、よろしくお願いします。

3 番、特定復興再生拠点区域の家屋解体についてお伺いします。特定復興再生拠点区域内における家屋除染、解体の国の費用負担について、申請期限の締切りがあるかどうかをまずお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、特定復興再生拠点区域の家屋解体について。

特定復興再生拠点区域内の家屋除染、解体についてのおただしですが、現在特定復興再生拠点区域内においては、国の直轄事業として除染や家屋解体等を実施することとなっております。まず、除染につきましては、国が地権者等の土地の関係人から同意を得た上で実施することとなっており、特定復興再生拠点区域内の面的除染は、令和 4 年春頃の避難指示解除に向けて着実に進めていくとの説明を受けております。

次に、家屋解体の申請締切りについては、両竹・浜野地区の避難指示解除区域内においては、今月 31 日となります。特定復興再生拠点区域内においては、現在町が目標とする令和 4 年春頃の特定復興再生拠点区域の避難指示解除からおよそ 1 年後となる令和 5 年春頃までとなっており、具体的な日には特定復興再生拠点区域の避難指示解除日が決定してから、国との調整の上、定まる予定です。ご指摘のとおり、家屋解体を現時点で判断できず、避難指示解除後の町の様子を見てから判断をされた方もいる可能性を踏まえ、申請締切りは避難指示解除からおよそ 1 年の期間を設けております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） 1 つ、再質問させていただきます。

予算ありきでの解体締切りというのが少し感じられるのかなと思っていまして、こちらはやっぱり町の目標であったりとか、そういったところと併せて、住民の皆さんが、その目標に対してどう判断したいかというのが大きくあるのかなと思っていまして、その辺り期間延長みたいな柔軟な対応というのは可能なかどうかというのをお聞きしたいです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

この件につきましては判断というのは、町が判断するという案件ではございません。国の判断ということでやるわけですが、町としても十分町民の皆さんのそういったような考え方が示されている中で、国のほうにはそういうふうなことを伝え、柔軟な対応をしていただけるように取り組んでいきたい、そのように思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。

最後に、4、まちづくりビジョンについてお伺いいたします。第三次復興計画の策定の進捗と、その計画におけるソフト事業、例えば帰還、移住・定住、2 地域居住、事業や営農の再開というところについて、現時点での方針や計画があるかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、まちづくりビジョンについて。

第三次復興計画策定の進捗状況とソフト事業に関する方針や計画についてのおたただしですが、平成 28 年 12 月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき、来年春頃の一部避難指示解除に向け、安心して生活していただける生活環境の整備を進めているところですが、来年春頃以降の双葉町がどのようなまちを目指していくのかという点は、計画としてはまだ十分にお示しできていないところと認識しております。そのため、次期復興まちづくり計画の策定を通じ、さらなる生活環境の充実と双葉町の将来像についてお示しする必要があると考えており、来年度の策定に向け、現在そのベースともなる双葉駅西側のまちづくりのコンセプトに係る検討や、双葉町の産業育成の方向性に係る仮説検討を行っているところです。

特に、現在双葉駅西側のまちづくりの検討においては、今年度複数回にわたり、町民の方や移住を希望される方など、様々な方のご参加をいただき座談会を行い、活発な議論を行っております。町の将来像を示していくに当たって、多くの方と共に議論し、つくり上げていくことは、双葉町での生活に対するイメージが湧き、今後のご帰還や移住を検討していただくことに資するのではないかと考えており、来年度復興計画の策定を本格的に進めていくに当たっては、町民の皆さんまたは移住を希望される皆さん、様々な方の参画をいただきたいと考えております。その上で、帰還や移住を検討される上では、解除後の双葉町の暮らしがどのようなものであるかを、まずは徐々に体感していきたい方も多くおられると思います。避難先や移住下での暮らしとの両立、すなわち 2 地域居住の後押しについても前向きに検討してまいります。

また、なりわいの確保やにぎわいづくりを後押しすることも欠かせません。事業再開や営農再開を後押しするべく、中野地区復興産業拠点や双葉町産業交流センターの整備、福島県の事業再開や創業支援に係る補助金など支援制度の拡充のほか、双葉町の農業再生に向けて、震災以前の農村風景の回復、持続可能な農業の展開及び地域の発展を目指すための双葉町地域営農ビジョンを策定しており、各種事業の推進や施策の実施につなげていく考えです。

さらに、今回新設する心の復興事業補助金を通じ、町民の皆さんが中核となったまちのにぎわいづくり活動やコミュニティ形成活動に対し支援させていただくことにより、多様な人々や企業が集い、双葉町の復興に関わることができる環境を整えてまいります。いずれにしましても、多くの方に町の復興に関わっていただき、ひいては多くの方に帰還または移住をご希望いただけることを目指し、ハ

ード、ソフトの両面で取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） 少し再質問させていただきます。

帰還される方、移住される方のそれぞれもすごく支援をするのは大事だと思いますし、かつ融和と
いうのですか、そういったところもすごく大事なのかなというふうに思っているところではあります。
その中で、復興庁のほうで移住・定住関係の交付金というのが、今年度すごく大きな金額で申請され
るというふうに伺っているところでもあるのですけれども、その中で自治体が行うソフトの事業とい
うところの支援のメニューも追加されると聞いています。そういったものも、町民の方も移住される
方も暮らしやすい環境のために、やっぱり人に対する投資というのが、今後すごく重要ななと思っ
ていまして、その辺りの活用の考え方とか、今の時点でどのようにお考えを持っているかをお伺いし
たいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、現在復興庁において福島再生加速化交付金の中に、移住・定住の促進に必要なソ
フト事業に用いることができるメニューが追加されることとなっております。一部区域について、こ
れから帰還が可能となる双葉町にとっては、安心して帰還できるまちづくりに関する施策と、移住し
てみたくなるまちづくり施策は多くが重なるものと考えており、今後新設される支援メニューは、ぜ
ひ今後誰にとっても安心で、かつ魅力的なまちづくりができるよう、上手に活用したいと考えており
ます。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 50 分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位 4 番、議席番号 6 番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6 番、岩本久人君。

（6 番 岩本久人君登壇）

○6 番（岩本久人君） こんにちは。6 番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許
可をいただきましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。

まずは、東日本大震災・福島第一原発事故から10年が過ぎ、先だっても産業交流センターで追悼式

がございました。改めて避難中、ふるさとへ帰還もかなわず亡くなられた方々に、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、第1点目、特定復興再生拠点区域内の整備についてお伺いします。来年、令和4年春までの特定復興再生拠点区域内の避難指示解除に向けて、復興拠点内の除染、家屋解体、インフラ整備が進められておりますが、現在までの整備の進捗状況と、家屋解体後の雑草繁茂など宅地の維持管理対策、さらには元の自宅に戻られる方への家屋の改修費用や清掃費用などの補助制度の設置の考え、また昨年復興拠点区域内の立入り規制が緩和されてから、建物への侵入などの盗難が多発しております。その対策など、以上のことについて町としてどのような対策を講じているのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域内の整備について。まず、特定復興再生拠点区域内の現在までの整備進捗状況についてのおたかしですが、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域内の除染、家屋解体等につきましては、平成29年12月25日に国の直轄事業として着手され、除染については現在まで特定復興再生拠点区域の除染対象箇所のうち74%が施工済み、家屋解体については、個人の申請によるものでありますが、現在まで1,000件の申請があり、うち804件が解体完了と伺っております。

次に、インフラの整備につきましては、町の帰還を見据え、下水道については特定復興再生拠点区域内の整備スケジュールに合わせ、管渠等の災害復旧水処理センター整備を進めており、令和4年春頃の供用開始に向け引き続き整備を進めてまいります。また、道路については、通行不能区間の解消を中心に路面復旧、橋梁補修、瓦礫撤去、地下道ポンプ改修等を実施し、今後はさらなる通行車両等の安全確保、住民等の利便性向上等に取り組んでまいります。上水道につきましては、双葉地方水道企業団で復旧を進めており、特定復興再生拠点内に配水するメインの配水管については、今年度で復旧が完了し、今後は枝線の復旧を行い、令和4年春頃の給水開始に向け整備を進めると伺っております。

続いて、家屋解体後の宅地の維持管理対策ですが、土地の管理は第一には所有者の方が行うのが原則です。しかしながら、避難生活での負担軽減や環境美化の観点から、除草剤の現物配布について、令和3年度当初予算として計上させていただいております。

次に、元の自宅に戻られる方への家屋改修費や清掃費等の補助制度についてですが、家屋改修費については、東京電力ホールディングス株式会社による移住を余儀なくされた区域における住居確保に係る費用の賠償で、移住先住居の再取得費用または帰還先住居の建て替え、修繕費用の賠償のいずれかを選択できるようになっております。また、被災者生活再建支援制度では、被災家屋の被害程度に応じて支給される基礎支援金のほか、建築、購入、補修及び賃借など、住宅の再建方法に応じて支給

される加算支援金があり、補修される場合は複数世帯で100万円、単数世帯で75万円の支援金支給の申請が可能となっているなど、賠償並びに支援金での手当てがなされているところですが、これらの支援制度に加え、町としても先行解除した自治体の事例を注視し、補助事業の実施の可否を検討してまいりたいと考えております。

清掃費については、帰還促進のために先行で避難指示区域を解除した自治体において、既に補助制度を導入している事例もありますので、本町におきましてもこれらを参考にしながら、補助スキームなどを検討してまいりたいと思います。

続いて、盗難多発に対する対策ですが、昨年9月から11月にかけて、町内においては放置車両等の盗難や家屋の窓ガラスの破損という事例が発生しておりましたが、最近は減少しております。これは、新聞等でも報じられましたが、最近では車両盗難の疑いで容疑者2名が逮捕され、抑止力が働いているものと考えています。双葉警察署によりますと、令和2年12月末での本町における昨年の刑法犯認知件数は27件、うち窃盗犯が26件、このうち空き巣などの侵入犯が19件、自動車盗などの非侵入件、7件となっており、窃盗犯以外が1件となっています。

おただしのとおり、現在本町では、昨年3月の避難指示解除準備区域とJR双葉駅等の一部区域の避難指示解除を行い、併せて特定復興再生拠点区域全域を立入規制の緩和区域に設定させていただき、令和4年春頃の帰還に向けた取組を進めております。これに合わせて、特定復興再生拠点区域と帰還困難区域の境にバリケードを設置し、帰還困難区域に立ち入ることができるバリケードを限定するとともに、町の防犯対策として、町が委託している町内防犯・防災パトロール業務の委託先事業者による巡回強化と、双葉警察署にも要請し、警察官による巡回の強化を図っております。令和3年度の当初予算には、町内防犯・防災パトロール事業と個別巡回事業を強化するための予算を計上させていただきました。町としましては、防犯対策や治安面で不安があるため、町へ帰還できないということのないように、引き続き町内防犯パトロール業務の強化と、警察と情報交換を密にしながら警察との連携を強化してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。

復興拠点内の進捗状況、平成29年12月から整備が始まっておりまして、74%ということで、大分進んではいるようでございます。家屋解体も8割ほど進んでいるということです。ただ、いまだに倒壊している建物が町内に点在をしております。そのままの状態になって、道路をふさいで通行の妨げになっているところもあります。危険家屋も数々ありますので、その辺の対策を町としては、所有者の判断というふうには思いますが、非常に迷惑と申しますか、そういう状況でいつまでもその状態に、来年の春避難指示解除ということなものですから、所有者と連携を取りながら、その対応を促してみたいというふうな、そういった対応をしているのかどうか、まずお伺いいたします。

それと、家屋の改修ということで、東電の賠償、居住確保というような、そういうことですが

も、やはりそれもそれぞれ町民の皆さんによって、居住確保も様々な使い方で、なかなか自宅の補修に回らないというような状況の方もおられるというふうに思いますので、ハウスクリーニング等も今回検討すると、除染を検討するということでありますけれども、先ほど同僚議員からも、避難指示解除後、これからの双葉町の復興の中で、戻られる方だけではなくて、移住、また定住、2地域居住ということも考えれば、町のほうでも少し手厚く、居住対策として空き家バンク事業などもこれから進められていくというふうに思いますので、他町村でも定住促進ということで、建物に対する改修費用なども町として助成をしているところもございますから、その辺のところも今後検討していただきたいというふうに思うのですが、この2点について。

それと、防犯対策、もちろんいろいろと警察、あと警備会社等と連携し、これからも町民によるパトロールという事業も来年度から始まりますけれども、防犯灯、防犯カメラの整備というのは、やはり抑止するためには重要なことかなと、欠かせないことかなというふうに思っています。商工会管理の旧街路灯が、ほとんど老朽化のために撤去されています。夜真っ暗で、非常に防犯、治安上大変不安なそういう場所もございます。早急に、これまでも防犯灯の整備は井手長塚線等々進めてまいりましたけれども、町内復興拠点内の防犯灯整備も早急に整備が必要だというふうに思うのですけれども、3点について伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

3点、倒壊家屋の対応、さらには空き地、空き家バンク、そういったものに対する対応、助成も含めての考え方、3点目は防犯対策ということでお答えしたいと思います。倒壊した家屋が、戻ってきた住民の人たちの交通の妨げになってはならないということで、大半はセットバックして対応しているはずなのですが、ご指摘のように道路に入ってきてまだ対応できていないものに対しては、当然町としても所有者にそういうふうな対応の要請といたしますか、お話はさせていただいているところでございますので、今後も引き続きそういったものがどんどん進むように取り組んでいきたいと思っております。

空き地、空き家、そういったようなものに対する除染も含めての話ですけれども、これについては先行避難指示解除した自治体、いろいろ先例がありますので、そういったところも町としてどういうふうな対応をされたほうがいいのか、よく検討していきたいと思っております。

3点目の防犯対策ですが、これは住民生活課長に説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 岩本議員の3番目の防犯灯の整備の件についてご説明したいと思います。

議員おただしのとおり、今現在商工会の街路灯については、町の補助事業において撤去作業しているところでございます。今後、今現在商工会のほうで整備している新しい街路灯と古い街路灯がございしますが、古い街路灯については撤去の方向、新しい街路灯についてはLED化して、防犯灯の役割

として位置づけて今整備、補修のほうをさせていただいているところでございます。また、逆に撤去が済んだ古い街路灯の部分につきましては、新たに町のほうで整備することとして今考えておりまして、今年度も含めて、来年度以降整備を続けてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 防犯灯、今中野課長から答弁いただきましたけれども、早急にやっていただきたいのです。まず、まだ解除されていませんからですけれども、やはり人がいない、そして暗いというところは、これからまだそういう盗難という恐れがあると思いますので、早急に対応をしていただきたいというふうに思っております。

こういったインフラ整備の進捗、自宅の改修補助、防犯対策についても、来年復興拠点の解除に向けて、準備宿泊というものがあるというふうに思うのです。まだ町では、スケジュール等々までは示されていないのですけれども、一方庁舎の中では、既に準備宿泊のそういう意向も取っているわけで、それに対して希望する町民の方もおりますので、帰還の環境整備をスケジュール感を持って進めていただきたいですし、そして準備宿泊に対するこれからの町の方針についても伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

当然、令和4年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除目標ということで、今取り組んでおりますから、避難指示解除の要件の中で、準備宿泊というのもその中に入っております。そういう部分で議員おただしのとおりであります。そのことにつきましては、ただ現状住民の皆さんの要望のそこに準備宿泊できるかどうかも含めて、町としてどういうふうにしたらいいかというのが、今協議はしておりますが、まだ大枠が固まっているところではございません。そういうことを早急に協議をして、準備宿泊の対応をどういうふうにしたらいいのかということも含めて、今後なるべく早い時期にお示しできるようにしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 他町村のことを言ってはまた申し訳ないのですけれども、来年の春の避難指示解除あるいは再来年の春の避難指示解除を控えている、そういう自治体も、既に準備宿泊のスケジュールが整っているところもあるのです。ですから、やはりインフラ整備もそうですし、駅西側の住宅整備もそうですし、それぞれ自宅に戻りたい方もいらっしゃるわけですから、その辺はきちっとしたスケジュール感を持ってしていかなないと、町民の皆さんも、いろいろとそういった帰還に対して準備されている方もいらっしゃると思うので、早急に示せるようお願いしたいというふうに思います。

2番目に移ります。帰還困難区域全域の再生について伺います。東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から10年を迎えました。中間貯蔵施設区域、既に避難指示解除された区域、特定復興再生拠点区域を除く町の7割ほどを占める帰還困難区域が、特定復興再生拠点区域外の白地地区であり

ます。政府は、住民が日常的な生活を営むことを想定せずに、土地を活用する目的がある場合に限り、除染せずに避難指示を解除する方針を示しましたが、当町の特定復興再生拠点区域外の解除方針について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、帰還困難区域全域の再生について。

当町の特定復興再生拠点区域外の解除方針についてのおただしですが、かねてより双葉町全域の復興を果たすべく、帰還困難区域全域の避難指示解除及び居住環境の確保に向け、具体的な方針を早急に示すよう国に対し強く要求しているところです。もちろん、その際は居住が可能な状況でなければならず、現在の特定復興再生拠点区域と同様に除染を実施していただくことが必要です。

議員ご指摘の人の居住を想定せず土地を活用する場合の避難指示解除については、あくまで例外的な措置であると認識しており、国も同様の考えであることを確認しております。原子力政策を推進してきた国の責任も踏まえ、国においては早急に取り組む必要があり、帰還困難区域を抱える他の町村との連携を強めながら、国に対し強く要求してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 新聞等々で町長の発言、考えが報道されているところの一端を取り上げさせていただくのは、大変恐縮なのですが、拠点外、一括特定復興再生拠点に指定し、解除を求めるということをおっしゃっておりますけれども、一括復興拠点に指定するのは現実的にどうなのかなと。町長は難しくはないというふうなことで、八百数十ヘクタールの試算ということで、現実的であるというようなことで言っておるようなのですけれども、再び国が拠点外を復興拠点区域に本当に指定してくれるのかどうか、そこを疑問に思うのです。

特定復興再生拠点区域外の大部分は、七、八割は山林が占めておりますから、第2期復興・創生期間、5年以内に年間20ミリシーベルト以下に低減できるのかどうか。その辺が決め手というか、難しいのかなと。帰還して住民の生活再建する拠点として、本当に大丈夫なのかどうか。つまり、安全安心かどうかというふうに思うわけです。これも新聞に出ていたことでございまして、あれですが、段階的に解除するやり方では、また帰還を分断する一番まずいやり方というふうにおっしゃっているようなのですが、それはそうだと思います。拠点区域内も大字で分断されているところがあるわけで、既にそういうところもあるわけです。外れたところもあるわけですから、私はまずは段階的に取り組んでいかなくはいけないのかなと。一括というやり方も、国が認定してくれるかどうか分かりませんが、まずは段階的に昨年特通となった288号線沿線、4.5キロ沿線あるいは常磐双葉インターから井手長塚線の2キロ区間の幹線道路、そして拠点区域から外れた大字で分断されているところを、そこを先行して国に求めて、まず拠点外の一歩を踏み出していったほうがいいのではないかというふうに思っております。

昨年12月議会、同僚議員の町への帰還という質問の答弁に対して、町長も国の責任のある方から、

第2期復興・創生期間後も責任を持って財源手当てをしっかりと約束をいただいていると。確約ではないというようなこともおっしゃっておいりましたけれども、第2期、5年間で1兆1,000億円示されておりますが、拠点外の整備費は示されていないのです。この中には組み込まれていないということです。ですから、どれだけ戻るか分からないところに、国は本当に財源を投じてくれるのか。たとえ長い年月をかけても、帰還困難区域全て解除すると言っていますけれども、この中でも除染はするとは言っていないのです。それは揚げ足を取るわけではないのですけれども、長い年月って、これ以上町民の皆さんも、拠点区域の皆さんも待ってられないというふうに思うのです。

内堀知事が飯舘長泥地区を特殊事例と言いましたけれども、双葉も本当に特殊事例の領域に入っているのかなと。除染をしないということではないのですけれども、双葉町は30年、40年もかかる廃炉、そして県外処分もまだ決まっていない中間貯蔵施設、様々な犠牲を払っております。飯舘のような土地活用というなら、これは土地活用事業者というふうに国は言っていますけれども、町も含めてですよ。町にそういった土地活用を任せるのではなくて、国、県が責任を持って復興拠点外地域の将来像、ビジョン、構想を、やはり国が示すべきではないかと。町と協議して国、県が示すべきではないかというふうに思っておるのですけれども、その辺のところを町長はいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

特定復興拠点到認定された以外のいわゆる帰還困難区域、白地地区という言い方をしておりますけれども、町として要望は一括特定復興再生拠点の認定ということで、国には要望しております。なかなか厳しいのではないかとのご指摘です。確かに厳しいだろうと思っております。ですが、避難から10年、11年目にもう入ったわけですが、3月12日から。町民の皆さんが全国に避難してずっと11年になって、手をこまねいているというのはおかしいでしょうと。一番精神論的な問題なのですけれども、国は戻らないのに除染して何するのだというような言い方をします。今、議員ご指摘のとおり。違うでしょうと。ちゃんと戻れる環境をつくったのだから、あなたたちどうするのだと言うべきではないですかと、私はそういう議論というか、考え方なのです。やったら戻るから、やってくれではなくて、ちゃんとやったから、あなたたち戻ってきなさいよというのが、本来の原理原則ではないかと思っています。

ですから、双葉の町民の皆さん、双葉町が悪くて、こういうふうな避難が継続しているわけではないので、しっかりと国が責任を持って戻れる環境をつくって、皆さん、戻ってきてくださいというのが、本来の筋だと思っています。それが、戻ってきもしないのに除染してどうするのだなんていう話は、私から言わせると、そんな話は聞いてもらえません。逆でしょうという考えで、国とは交渉させてもらっています。たとえ長い年月がかかっても、全域の避難指示解除、まさに議員ご指摘のとおり、除染という言葉は入っていません。ですから、逆に担保させる意味で、特定復興再生拠点の白地

地区の認定ということで、その認定も、今回の特定復興再生拠点区域って5年という縛りがあります。だから、そこの部分をもうちょっと緩やかにすることによって、全域の認定ということは、一番白地地区、帰還困難区域を抱える人たちの悩みというのは、農地もそうですけれども、住宅、荒廃してイノシシが入ってきたり、猿が入ってきたり、ほかの野生動物が入ってぐちゃぐちゃになっている家がほとんどです。そういった人たちが、何で自分で解体しなくてはならないか。そんなのはばからしいです。国がちゃんと責任を持って解体をするべきだと。

ですから、特定復興再生拠点の全域の認定というのは、そういうこともイメージしています。まず、そういった人たちが高齢者になって、自分の代でしっかり次の世代に、ある意味負の財産になってしまおうと思うのですけれども、そういったものを残される側が大変な状況ではいけないと思うのです。ですから、そういうふうな認定をすることによって、いわゆる解体に関しては、国が責任を持ってやるというふうな決まりがありますから、そういうふうにしなかったらおかしいでしょうという私の考え方です。これが正しいかどうか分かりませんが、私はそういう思いで国には話をさせてもらっています。全域ができるかどうかというのは、確かにハードルは高いのですけれども、でも10年も我々避難をさせられておいて、我々のちょっとしたこれをやってくださいという話を受けない国でもまた駄目だと思うのです。そのぐらいの度量の広さというか、一番犠牲になっている双葉町に対して、そのぐらいのはやってしかるべきだろうというふうに、私は国の人間には話をさせていただいています。どれだけ大変な思いをして住民の皆さんがいるのだということを、皆さん忘れていてのではないかな。それもその時に必ず話をさせていただいています。

ですから、できる、できないというよりも、そこの考え方がどうも国の人たちとのギャップがあるというのは感じていますので、そうではないのだと。戻ってこないのに、除染するのはおかしいという国の認識です。違う。ちゃんと除染をして戻れる環境にしたのだから、住民の皆さん、戻ってくださいというのが、本来のあるべき姿だというふうに私は思っています。

○議長（伊藤哲雄君）　6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君）　ただいまの町長の意見にも、私、賛同しております。うちへ帰っても、荒廃したうちを見るのが忍びないという、そういう方も本当に多くいらっしゃいます。みなし解体というように、国のほうでもそういった意見が出ておりますけれども、町民の皆さんにそういった選択権があってもしかるべきかなというふうに思っております。10年過ぎても、ふるさとを思う気持ちは変わらない方も多いです。自宅を解体した後も、再び自宅を再建したいという方もいらっしゃいます。最終的には町民の皆さんのご意向もあると思いますので、その辺のところをしっかりと町長も聞いて、最良の判断をしていただきたいと思います。

それでは、最後の3番目の質問をさせていただきます。町民の避難先での生活支援についてお伺いします。東日本大震災・福島第一原発事故から丸10年がたち、町民の方々の避難生活の実態を把握することが重要な時期だと思いますが、町としての取組の考えをお伺いいたします。

また、昨年８月に実施された住民意向調査の中で、帰還意向の回答で、戻らないと考えている方が62.1%、ここ数年横ばいとなっておりますけれども、戻りたい方、戻れない方もひとしく支援が必要だと思いますが、避難先での健康管理、住民間の交流あるいは居住環境など、今後の生活支援についての考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ３、町民の避難先での生活支援について。

まず、町民の方々の避難生活の実態を把握する重要時期であります。町としての取組の考えについてのおたかしですが、町としましては町民の皆さんと町政懇談会での懇談や、地区の代表である行政区長さんとの双葉町行政区長会での意見交換のほか、復興庁と町復興推進課と連携して実施する住民意向調査を通じて、町民の皆さんの貴重なご意見について伺っているところであり、それを基に国、県、東京電力に対して要望を行っているところです。

また、例年であれば、各行政区総会や自治会総会、さらに町主催のイベント等にできる限り出席し、避難生活で困っていること、生活再建に関すること、町の復旧復興に関することなど意見交換を行っていましたが、今年度におきましては全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、町民の皆さんの健康と安全確保に配慮したため、その機会を得ることができませんでした。このため、本年度は町政懇談会の代わりとして、昨年11月に「広報ふたば」を通じて町民の皆さんから町へのご意見、ご要望を募集しましたところ、25名の方々からご意見、ご要望をお寄せいただきましたので、本年２月にホームページにおいて、その回答を掲載いたしました。一部の町民の皆さんのご意見、ご要望ではありますが、町としましては真摯に受け止めているところであり、解決に向けた取組を進めてまいります。

次に、避難先での健康管理、住民間の交流、居住環境など今後の生活支援についてのおたかしですが、まず避難先での健康管理、住民間の交流についてですが、福島県内においては集団健診を実施しており、福島県外では契約医療機関での個別健診を実施するなど体制整備を図っております。また、福島県内については、県相双保健福祉事務所や社会福祉協議会等と連携し、健康体操教室や栄養サロン等を実施し、町民の皆さんの健康と予防保全を図っていきます。このほか住民間の交流として、町民交流施設を活用いただき、軽度な運動や趣味、学習等に広く利用いただいておりますが、今年度におきましては全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染防止対策のために施設利用の一時中止を余儀なくされたところです。

居住環境につきましては、令和４年春頃の特定制復興再生拠点区域の避難指示解除後の相当期間におきましても、先行避難指示解除自治体の事例を参考にしながら、応急仮設住宅及び借上げ住宅の供与期間の延長をはじめ、福島県避難市町村家賃等支援事業の延長を引き続き求めてまいるほか、復興公営住宅の入居支援や被災者生活再建支援金の請求支援を行ってまいります。町としましては、避難を余儀なくされている町民の皆さんの生活のよりどころとなるよう、多くの町民の皆さんの声を聞く機

会を取り入れるよう工夫するとともに、避難先で安心して生活できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。

やはり、避難先での健康管理というのが一番大切なのかなと。今年1月から2月にかけて、毎年実施されていますが、県民健康調査が各町民の世帯に送られてきていると思います。心の健康度、生活習慣に関する調査ということで、毎年お答えしているのですけれども、県内、県外と避難場所の違いで、町民の皆さんのそういう心の悩みとか、生活の態度とかを、毎年同じ質問で繰り返して聞いているのです。その回答によって、その方の変化を見る、健康状況を見るということだと思えるのですけれども、県外の方のほうがいっぱい調査の結果、これは県と県立医大、町でやっているのですが、睡眠障がいとか高血圧、糖尿病等々で、県外の避難のほうで割合が高いという結果が出ているみたいです。その状況によって、電話相談支援などを行っておるのですけれども、こういったことが本当に継続してやっていただいています、大変大切かなというふうに思っております。

町としても、この調査の結果をどのように活かしているのか。フォローアップしているのかなと。それぞれ町の民生・児童委員の皆さんあるいは社会福祉協議会の生活支援相談員の皆さん方々が連携をして、町民の皆さんの見守り、支援を継続しているというふうに思っているのですけれども、なかなかそれも県内は行き届くところもあろうかと思うのですが、県外のほうも避難自治体の避難先の社協さんとか、いろいろ支援をいただいておりますが、加須市などは本当に町民宅に戸別訪問活動を年に1回繰り返して、既に19回にわたって生活の実態、必要な支援などの聞き取りを行って、非常に感謝申し上げるわけなのですが、こういった活動を今後も連携してやっていただきたいというふうに思うのですが、改めて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

避難から10年、戻ると考えている方、戻らないと決めている方がいるわけなのですが、県内にいる方、また県外にいる方の数値も、ほぼほぼ今横ばいの状況です。来年の春、拠点の解除を迎えますけれども、様々なこれから支援をするというふうに町長の答弁でありましたけれども、町民の生活支援の在り方について、これまでの支援とこれからの支援で、何か変わるようなことはないかと思うのですけれども、その辺のところがあれば、変わることがあれば、お答えいただきたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

避難されている避難先自治体との連携、さらには避難されている町民の皆さんに対する支援、そういったことのご質問だったと思うのですけれども、まず先ほどお話が出ました加須市、市長自ら双葉の町民の皆さんが双葉に戻る最後の1人になるまで、加須市民と同じく対応させていただく、そういう話を事あるごとに加須の市長さんはおっしゃっていただいております。非常にありがたいなと。そ

ういうふうなことで対応していただいております。県内、県外も含めて避難先自治体には、町のほうからそういう対応をしていただくようにお話をしておりますし、先ほどの質問の中でありましたコロナウイルスのワクチン対応なんかも、ある意味そういうふうなことだと思うのですが、住民の皆さんが避難をして、その避難先自治体と変な差別を感じるようなことであってはならないと。そういうことは、厳にこちらとしてもしっかりとアンテナを高くして見ていかななくてはならない、そういうふうに考えておりますし、避難先自治体でもしっかりと地元の皆さんと同じ対応をしていただいているものというふうに伺っております。

そういったことから、町としては、当然町独自にということがなかなか厳しい状況ではありますけれども、避難している住民の皆さんがしっかりとそれぞれの避難先の自治体でケアを受けているかというのは、今後とも意向、さらには意見、そういったものをしっかりとお聞きしながら対応していきたいと。そういったことで、全国の自治体との連携はしっかりとやっていくと、そういうふうに考えております。

新たな支援、今までの支援と違った支援を何か考えているかということだと思うのですが、今後10年が経過して11年目ということになります。そういった部分で避難も長期化して、生活再建や支援に関してどういうふうな取組をしていかななくてはならないかということも、今具体的にこうするというわけではないのですが、しっかりと双葉町に戻ったから、戻っていないからというふうなことではなく、分け隔てなく支援に関してはちゃんと公平公正にやっていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。

公平公正に県外、県内にいる方問わず、戻る方、戻らない問わず、町民ひとしく手厚い支援をしていかななくてはいけないというふうに思っておりますけれども、これは町民の皆さんからも電話をいただいたのですが、3月8日の読売新聞の1ページの記事なのですが、町長のコメントで、多くの住民に戻ってほしいが、帰還しない人をいつまでも町民として支援するのには無理があると。そういう時期に来ているという。その後に、ただ諦めてはいけないということですが、前段の質問の内容がよく分かりませんが、どういうことなのだとということで、町民の皆さんからも連絡をいただきました。これはひとしく支援するというに少し反するのかなというふうにも、それは町長の考え、こういう答弁に至ったいきさつは分かりませんが、まずこの発言の趣旨について伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

今、読売新聞と言われましたね。発言趣旨に関しては、先ほどの答弁と同じような内容で答えているつもりなのですが、ただその中で恐らく、話の前後があれなのですが、住民票の考え

方ということで、同じ状況ではなくなるのではないかという意味合いで言ったように記憶しております。結局、住民票というのは、今の時点では国のいわゆる緊急避難ということで、現在双葉町に住めない状況ですから、どこにいても本人の意思で双葉町民としていたいという場合は、住民票を双葉町に置くという継続ができています。ですが、来年春以降の避難指示解除になった場合に、住民帰還が始まります。そうしますと、双葉町へ戻り始まったということから、この時計の針が動き出すのだろうというふうに感じています。いわゆる戻れない中で住民票の議論というのはあり得ないのだけれども、戻り始まったら、住民票の議論というのは必ず出てくると思っているのです。今までそういったことに関して出てこなかったというのは、まさに双葉町が住民帰還が始まったらということが、これはその恐らくスタートになっていくのだろうということで、いつまでも住民票を自分の判断で選択することは、なかなか厳しい状況になるのではないかのニュアンスで話させてもらいました。

いわゆる避難指示解除して例えば5年、10年たって、住民の皆さんがそれなりに戻ってきました。そうしたときに、私は、俺は戻らないけれども、双葉の住民でいたいというアドバンテージがいつまでも持てるかということの考え方です。住民というのは、そのもともとの住むところに住んで、初めて住民だという考え方が根底にありますから、そういう避難をずっと継続していて双葉の町民という考え方はどうなのかというふうな議論が、我々でなくて、国として必ず起きるだろう。住民票をどうするのだと。避難先自治体に住民票を移すのか、それとも双葉町に住民票をそのまま置くのかということになると、避難指示解除して戻ったら、やはりそこに住まなければ、住民票というのはセットにならないわけですから、その議論というのは必ず遅かれ早かれ、双葉が避難指示解除して住民帰還が始まったら、恐らくされるだろうと。そういったことでの対応の中での話だったように思います。ですので、住民票の取扱いの問題によっては、ある程度考え方は変わらざるを得ないのだろうというふうなニュアンスで言ったような感じがします。

住民として、こっち側がすごくいい補助をする、こっちはそんなことをしないなんていうことではなくて、基本的原則は、まさに先ほど申し上げたように公平公正にやらなくてはならない。ただ、住民票の問題というのは、我々がこうしろ、ああしろということではなくて、住民の皆さんがどちらのほうに住民票を置くかということに、恐らく議論はなっていくだろうというふうに考えているわけです。そういった部分で、判断するのはそれぞれの住民の皆さんが、どちらにするかということに結果はならざるを得ないと、そういうことでの発言だったと思いますので、その中身に関しては、そういうふうに私は記憶しておりますけれども。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。

本当に悩ましい住民票の問題でありますけれども、今特例期間で、当然全域避難指示解除されなければ、国の特例で住民票はそのままというような、まだはつきりと国も方針を示していませんけれども、どこに町民が住んでいても、皆さん、双葉町民として誇りを持てるような、これからまちづくり

をしていかななくてはいけないと思いますので、町の復興のコンセプトは、町の復興と町民一人一人の復興でございますから、避難先で健康で笑顔で暮らせるように、これからも国、県に支援継続を求めている、議会も努力してまいりたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 47 分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和３年第１回双葉町議会定例会議事日程（第３号）

令和３年３月１８日（木曜日）午前９時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第１ | 議案第 ４号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 １号 | 令和２年度双葉町一般会計補正予算（第６号） |
| 日程第２ | 議案第 ５号 | 令和３年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第 ６号 | 双葉町電源立地地域対策交付金施設整備基金条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第 ７号 | 双葉町産業復興基金条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第 ８号 | 双葉町課設置条例の一部改正について |
| 日程第６ | 議案第 ９号 | 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第７ | 議案第 １０号 | 双葉町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第８ | 議案第 １１号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第９ | 議案第 １２号 | 双葉町ひとり親家庭等入学児童祝金条例の一部改正について |
| 日程第１０ | 議案第 １３号 | 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第１１ | 議案第 １４号 | 双葉町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第１２ | 議案第 １５号 | 双葉町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第１３ | 議案第 １６号 | 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第１４ | 議案第 １７号 | 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第１５ | 議案第 １８号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第１６ | 議案第 １９号 | 町道路線の認定について |
| 日程第１７ | 議案第 ２０号 | 中田・観音堂線（宮田橋）改築工事請負契約の一部変更について |
| 日程第１８ | 議案第 ２１号 | 中田・観音堂線（宮田橋上部工）改築工事請負契約の締結について |
| 日程第１９ | 議案第 ２２号 | 中田・観音堂線外１路線道路改良工事請負契約の締結について |
| 日程第２０ | 議案第 ２３号 | 下水道災害復旧工事（１工区）請負契約の締結について |
| 日程第２１ | 議案第 ２４号 | 下水道災害復旧工事（２工区）請負契約の締結について |
| 日程第２２ | 議案第 ２５号 | 下水道災害復旧工事（３工区）請負契約の締結について |
| 日程第２３ | 議案第 ２６号 | 土地の取得について |

- 日程第24 議案第 2 7 号 令和 2 年度双葉町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第25 議案第 2 8 号 令和 2 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第26 議案第 2 9 号 令和 2 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第27 議案第 3 0 号 令和 2 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 議案第 3 1 号 令和 2 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第29 議案第 3 2 号 令和 3 年度双葉町一般会計予算
- 日程第30 議案第 3 3 号 令和 3 年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第 3 4 号 令和 3 年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第32 議案第 3 5 号 令和 3 年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第 3 6 号 令和 3 年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第 3 7 号 令和 3 年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第 3 8 号 双葉町監査委員の選任について
- 日程第36 議案第 3 9 号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 議案第 4 0 号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 議案第 4 1 号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 請願審査報告
- 請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程第40 発議第 1 号 双葉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第41 発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第42 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第43 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第44 議員派遣の件
- 閉 会

○出席議員（８名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	4 番	石 田 翼 君
5 番	菅 野 博 紀 君	6 番	岩 本 久 人 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	伊 藤 哲 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	徳 永 修 宏 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 健 一 君
参 事 兼 総 務 課 長 兼 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長	平 岩 邦 弘 君
復 興 推 進 課 長 兼 産 業 交 流 セ ン タ ー 所 長	大 浦 富 男 君
戸 籍 税 務 課 長	高 橋 秀 行 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	志 賀 睦 君
建 設 課 長	猪 狩 浩 君
住 民 生 活 課 長	中 野 弘 紀 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長 兼 青 年 婦 人 会 館 長	舶 来 丈 夫 君
生 活 支 援 課 長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	朝 田 幸 伸 君
教 育 総 務 課 長	橋 本 仁 君
代 表 監 査 委 員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	志 賀 公 夫
書 記	加 村 め ぐ み

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 ９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第１、議案第４号から日程第38、議案第41号までは全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第１、議案第４号 専決処分の承認についてを議題とします。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第７款商工費、第14款予備費。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第４号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第２、議案第５号 令和３年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第6号 双葉町電源立地地域対策交付金施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第7号 双葉町産業復興基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第8号 双葉町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この課設置条例、生活支援課、前にこれは新しくつくって、今回削るということなので、本当に必要でできた課だと思うのです。ただ、統合とか合併ということではないですけども、1つ減らすことによって、町民の皆さんの避難生活に影響が出ないのか。

あと、職員の条例、まだ来ていないですけども、実際にどこかの課とくっついたときのマンパワーでちゃんとできるのか。課長が1人減るということですね。その中で、町民の皆さんの避難生活等々に問題はないのかお聞きします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

生活支援課を住民生活課に統合といいますか、一緒にするということで、課設置条例の一部改正ということでございます。当然生活支援課、震災からずっと、避難をされている住民の皆様の最前線で

対応してもらった課でございます。そういう部分で毎年状況が変わってきているということで、今回住民生活課と一緒に、その組織の中で改廃するという事で、十分そういうふうな議論もしてまいりました。そういうふうなその時、その時の状況が変化することに対応するために、今回の条例改正ということでございますし、人員の不足はないのかというふうなおたかしもありました。そういった部分につきましても、完璧に職員の不足がないのかということに関しては、今現在マンパワーが不足している状況でありながらも、最大限不足のないような対応をしていくように配置はしているつもりです。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 最初は本当になかなかスタートは難しいのかと思いますが、今後また帰還に向けてとか、状況によって課が増えたり減ったりというのがあるのですけれども、完全なプロパー、人員確保するときにプロパーの方とか経験ある方、そういう即戦力と言ったらいいのですか、即戦力という言葉で問題はないと思うのですけれども、そういうような人員確保等々をお願いしたいなど。各課の増えたり減ったりというのは、双葉町が今ずっと避難状況なので、なかなか厳しい状況だというのは分かるので、職員等々の配置、採るときのプロパー、経験者、いろいろな面で町民の避難生活に問題のないように、スタート時は確かにいろんな批判があると思いますが、それによって職員の方々がまたプレッシャーがかかって仕事ができないような状況になってしまうのも困るので、そこら辺はちゃんと見ていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第9号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第10号 双葉町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほども質問しました。これに関しては定数を上げて、それだけの人数まで達していないと思うのです。条例とか規則いろいろあると思いますが、その時、その時でプロパーとか、そういう方々を少しでも増やしていただいて、今各課本当に人員が足りているのか。先ほど町長も答弁があったように、マンパワーを出せるようにという話ですね。そこに近づけるような職員配置ができるような、時期も確かにあると思うのですけれども、そこは柔軟に対応できるように、なるべく100%に近い人員を、せっかく上げるので、上げたのに全然人が採れなかったという方向では、また来年まで我慢しなくてはならないとか、そういう問題が職員の方々にも出てくるので、柔軟な対応でできる限り人員を確保していただきたいと思うのですが、町長、そこら辺答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

この職員定数条例の一部改正についてであります。しっかりと採用については充足できるように

対応していきたいと思っております。

ただ、前にも説明の中でお話をさせていただきましたが、職員定数条例の中で国、県、各自治体、いろいろな分野の方から今応援をもらっています。そういった中で、どうしても職員定数の中でカウントしなくてはならない人が出てくるのです。そういう部分でどうしても過不足が出てくるということで、そういう部分も見越して、今回条例改正というふうにさせていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） それも実際には分かっているのです。ただ、双葉町を知らない方が、例えば双葉町のことを覚えてくうちに、応援に来てくれた方が慣れてきたのだなと、ある程度分かるようになってきたのだなという時点で、応援いただいて帰ってしまうと、また一からになる状況も実際執行部としても分かっているんじゃないかと思うのです。それが例えば2年とか3年とか、数か月とかではなくて、1年とかではなくて、長い期間であれば、それは本当に町長のおっしゃるようにカウントしなくてはならないのも分かるし、その中で例えばこういう特殊事情の時に、ほかの場所で万が一あったときのためを考えて、カウントしなくてはならないというのも分かります。

条例改正とか、そういうのとか、国でそういう規制があるのであれば、特区というよりも特別な何かをやらないと、実際に今職員全体で回っているようには見えますが、双葉町は10年たったので、通常業務と災害業務と特殊業務、いろいろありますよね。その中でやっていくと、3倍ぐらいの仕事量になっていると思うのです。それが10年続くという、やはり職員自体にも負担がかかってくるので、それは町長、逆に言えば国と県と、言っているのは分かるのですよ。分かるのですけれども、何とか話をさせていただいて、特殊事情ということでやらないと、今私が見ている限りでは、各課全部足りているのかというと、マンパワーにはちょっと届いていないなど。届かなくて当たり前なのかと思う状況があるので、そこら辺、県、国と今後お話ししていただけるのか。要望、要請していただけると、もうちょっと町民にも負担のかからないまち、職員にも負担がかからなくなると思うのですけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

今、国、県にそういったような町の特殊な状況について、しっかりと要望していく考えがあるのかというふうなことを含めて、そういうふうなことも随時やっていきたいと思っております。ただ、プロパーの不足というのは、補充をしたいというふうに我々思っておりますし、新採用または社会人枠での採用というのは、毎年ずっとやってきております。そうなりますと、新採用で受ける方が、どうしても双葉の事情というのは、あまり受けられる方のイメージが、プラスのイメージに作用していないような現状がございます。そういった部分で、どうしても充足できていないと。

しからば、どうするのかということになると、社会人枠での採用というふうに重きを置くような状

況でやっています。そうしますと、年齢がどうしても上になってしまいますので、バランスが非常に悪い状況になっているのです。全体的なバランスがしっかりしたピラミッドになるかということ、どちらかということ紡錘形になってしまっていると。そういうことで中膨れを起こしていることによって、どうしても職員のバランスがうまくいっていないというのもあります。

さらには、双葉町出身のもともとのプロパーの職員がどの程度かということ、残念ながら今、毎年採用している職員の中で、もともとの双葉町出身者というのはだんだん、だんだん減ってきているのも現状です。そういう部分で非常に難しい状況になってはおりますが、その部分もしっかりと今後新しく入った人たちも含めて、双葉の状況を分かってもらうような町として取組をさらに進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第9、議案第12号 双葉町ひとり親家庭等入学児童祝金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第13号 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第11、議案第14号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第12、議案第15号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第16号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第17号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第15、議案第18号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第19号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第17、議案第20号 中田・観音堂線（宮田橋）改築工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、議案第21号 中田・観音堂線（宮田橋上部工）改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第22号 中田・観音堂線外1路線道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第20、議案第23号 下水道災害復旧工事(1工区)請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第21、議案第24号 下水道災害復旧工事(2工区)請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第22、議案第25号 下水道災害復旧工事（3工区）請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第23、議案第26号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第24、議案第27号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款環境性能割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第13款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第15款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第17款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第20款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第21款自動車取得税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第22款町債。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 12ページになります。第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 15ページになります。第4款衛生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 17ページになります。第6款農林水産業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第25、議案第28号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第26、議案第29号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第27、議案第30号 令和2年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第4款地域支援事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第28、議案第31号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時10分

○議長（伊藤哲雄君） 再開します。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第29、議案第32号 令和3年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第9款環境性能割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第10款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第11款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第12款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第13款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第14款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 11ページになります。第16款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 14ページになります。第17款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第20款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 原子力損害賠償に関する収入があるのですけれども、これは町の職員に対しての超過勤務とか、そういうものの請求を何年度までもらっているのでしょうか。今までずっともらい続けているのかどうなのかお伺いいたします。

あと、今現在も来年も請求するということなので、何年度分を請求しているのかお尋ねします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、総務課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長、平岩邦弘君。

○総務課長（平岩邦弘君） 菅野議員のご質問にご説明いたします。

原子力損害賠償の中で超過勤務手当の請求、支払い状況についてですが、超過勤務手当につきましては、平成23年度分から令和元年度分まで請求をいたしまして、賠償金額を受領しております。なお、令和2年度につきましても額が決まりましたら、今後請求してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） すみません。これは請求した分は、全部ちゃんとお支払いいただけるということで多分のっているのですよね。今までも請求したときは、全部いただいているということでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問に総務課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長、平岩邦弘君。

○総務課長（平岩邦弘君） 菅野議員のご質問にご説明いたします。

超過勤務手当の請求に対しましては、請求額満額、全額東京電力のほうから支払いを受けております。

○議長（伊藤哲雄君） そのほかありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 19ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 52ページになります。第3款民生費。

1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 民生費、目1災害救助費、18の負担金補助及び交付金、自治会運営費補助金に関連してご質問させていただきます。

震災以後、各自治会組織という形で避難先各地で自力で組織をつくられ、運営されて尽力されていまして、まさに自助、共助のたまものというような認識で頭が下がる思いでいるところであるのですが、今特定復興再生拠点区域の解除、帰還が進む中で、各地域との連携をしていくために、この避難先での自治会組織というのは、非常に重要な組織になってくるのではないかというふうに思っているところでした。

一方で、担い手の減少であったりとか、運営維持に課題もあるというのも伺ってしまして、ここで町として自治組織の重要性はどのような認識でいらっしゃるかがというのが、1つ目のご質問です。

2つ目が、運営における支援に関して、今後どのような支援、金銭的なものは継続されていかれるかと思っておりますが、それ以外にも何かこういった支援というのは考えていらっしゃるのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 山根辰洋君、今、ページ数64ページでよろしいですか。

○1番（山根辰洋君） はい、64ページで間違いありません。

○議長（伊藤哲雄君） ……の負担金だね。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の質問にお答えいたします。

まず、自治会の重要性については、当然本来この震災がなければ、行政区という組織がありまして、それが大体双葉町に17行政区たしかあったと思いますけれども、そういったものが主になっていろいろなものを対応するというのが通常といいますか、慣例でやってきたように思っております。

一方では、全国に避難を強いられている町民の皆さんがばらばらになっている状況で、行政区という機能がなかなか機能しないと。そういった部分で、その部分もある意味補完をする対応として自治会、そういった部分では非常に住民の皆さんの絆といいますか、つながり、連携、そういったものに関しては非常に重要なものであるというふうに認識しております。

ただ、自治会組織そのものが今後のことになると、例えば仮設住宅があったとき、仮設住宅自治会ということで、仮設住宅そのもので自治会があったように記憶しております。そういったものが随時改廃といいますか、仮設住宅そのものがなくなってきたということに対して推移をしてきたという経緯がございます。自治会そのものの組織についても、町への帰還が始まりますと、いろいろ状況が変化してくるだろうということが恐らく考えられます。そういったような状況に随時柔軟な対応をしていかななくてはならない、そういうふう考えております。

また、いろいろな自治会に対する支援、こちらについては今できる限りのことを行政としてはやらせていただいていると思いますが、今後、今言いましたように自治会の構成そのものが、状況によって変化をすると。その変化に対応できるように、我々としても柔軟に対応できるような考えで今後ともやっていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（伊藤哲雄君） そのほかありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） まずは、52ページの使用料及び賃借料等に関するものなのですが、これは多分ずっと地代ということでお支払いしていると思うのですが、その上に建っているものですか。建っているものの環境省に壊してもらう申請等々を考えていかないと、これはなかなか町営住宅等みたいに後で問題になってきて、後でできなくなるというものがあると思うので、町の予算も考えてそこら辺は考えていただきたいという質問が1つと。

あと、64ページの簡単に言うと新双葉町生活サポート補助金の件なのですが、私、一般質問をやらせていただいたときに、支払い時期が1月になるということで、実を言うと私たち議会で今年度、令和2年度9月23日に、出元も全部書いてあるので、読んでも問題なければ読ませてもらいたいのですが、一応確認をしていただいて、議長よろしいですか。

○議長（伊藤哲雄君） はい。読んでもらってもいいです。

○5番（菅野博紀君） 生活サポート補助金の一括交付に関する要望書。

双葉町は、東京電力ホールディングス（株）に対して公有財産の補償、賠償を請求している。町の公有財産は、町民一人一人の財産でもある。令和2年第3回双葉町議会定例会の一般質問において、生活サポート補助金の一括交付については、町長より前向きな発言があった。今後、双葉町と東京電力ホールディングス（株）との公有財産の補償、賠償の支払い合意による財源確保により、その一部を町民に還元していただくよう、議員一致した考えである。よって、下記により要望する。記、1、令和3年度当初予算による生活サポート補助金の令和3年度以降の5年分の一括交付ができるよう予算措置をしていただきたいというような内容でございます。これが9月23日です。

これ、私、一般質問で間違った質問をしたのかなというのもあるのですが、多分東京電力から一部、70億円ちょっといただいたのが、8月だったみたいです。ですよね、9月ではなくて。それで、議会との話し合い、全協の中では、当初予算は分かります。町長、私たちは令和2年に関しては、

私の認識と言ったほうがいいかもしれないですけども、その準備をしていただいて、令和3年度予算で早急に払っていただけたという理解をしていました。それはなぜかという、私、毎回毎回一般質問で出していますが、生活困窮している方もいらっしゃるのです。それに向けて取りあえずは一括払いでということ、隣の大熊さんで事例があるということで、無税にするための手続等々がかかるのも分かっています。その準備期間だと私は思っていました。

だから、できれば、答弁で1月というのも苦しいのも分かります。今から始めなくてはならないということも、それも理解した上で、これは町民の皆さんに対しての町としての示す、こうやって皆さんのことを見ているのですよという一環の事業だと思うので、それは期間を短縮してでも、隣の町ではそういう事例があります。制度化してやっているの、それを見習ってやれば、そんなに手続に時間はかからないと思うのですが、どうお考えでしょうか。

あと、今読んで中で生活サポート補助金って、この時点では新生活というあれではなくて、今回予算措置では新生活サポート補助金を指しているの、その時点で新生活サポートではないけれども、これは新生活サポート補助金に充ててもらう要望書なので、その辺答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、青年婦人会館の件については、後ほど健康福祉課長のほうに説明させます。

生活サポート補助金の組替えで、今回当初で予算上程させてもらっています新・双葉町生活サポート交付金、これは昨年いろいろお話ありまして、町民の皆さんの一括交付の要望、希望が多いというふうなことも町として把握しておりました。そういった部分で、財源の確保ができたというふうな条件つきでお話をさせていただいております。その後、賠償の部分である程度の賠償の町への入金がありました。そういうふうな約束の下、これを行ってきたということで、皆さん理解していただいていると思っています。その部分は同じ認識であります。

ただ、当初皆さんからご指摘いただいたのは、大熊で生活サポート補助金の一括交付、たしかあの時は7年分だったと思います。双葉も何とかならないのかというふうなお話がありました。ただ、大熊と双葉町のいわゆる財政状況が違うということで、それは今の状況ではとても双葉としてはできないといった経緯から、昨年までいろいろ議論を重ねてまいりましたが、そういったことで何とか双葉も原資になるものができたということで対応させていただいたと。大熊の対応を見習って、そういうふうなものが早く町民の皆さんに、当初で通していただければの話ですけども、当初予算で通していただければ、早く住民に給付したらいいだろうというご指摘だと思います。

当然そういうふうに我々としてもやっていかなくてはならないと思っておりますが、ただこういったものに関して、あまり全国でも例のない状況ですし、大熊を見習うのは、当然見習うべきものは見習っていきたいと思いますが、町として間違った給付の仕方をしてしまうと大変なことになります。そういったものに関して間違わないようにしっかりとシステムを構築して、皆さんに給付をさせてい

ただきたい。そういった部分で、平成23年から11年目になる今、住民の亡くなった方、さらには23年の震災当時の住民票の云々の問題もありますし、そういう部分をしっかり丁寧にやって、皆さんに間違いのない交付をするための取組というのはしっかりやって交付をさせてもらいたいと。

そういった部分で、ご指摘のように今回の一般質問の中で来年の1月、令和4年1月というふうな話をしたと思いますが、当然令和4年1月を目標ではないです。その部分よりももっとしっかりとしたシステム構築ができれば、早くできるように対応していきたいと。あくまでも最低限1月ということで、ある程度余裕を見ながら皆さんに説明をさせていただいておりますので、なるべく早い時期にしっかりとした対応ができるようになれば、させていただきたい。そういうふう考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 健康福祉課長、舶来丈夫君。

○健康福祉課長（舶来丈夫君） 菅野議員のご質問についてご説明申し上げます。

借地部分に建っている上物、建物、こちらのほうにつきましては、52ページにあります青年婦人会館、ふれあい福祉会館、こちらにつきましては地権者のほうから、取壊しの同意ということでは得ております。それで、今現在青年婦人会館に関しましては、整備とか修繕等に電源立地交付金等が入ってしまして、今そちらのほうの整理をしまして、関係機関と調整を図って取壊しのほうに向け進んでいるところです。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 土地の賃借料というか、全体になるのですけれども、賃借料を払っているところに関しては、このまま話がずっとほかの部分に対しても続いていけば続いていくほど、当町の一般財源で壊せという時期がいつか来る思うのです。一般財源を持っていれば交付金が出ないような感じと同じで、自分たちでやってくれというのは、災害復旧でも見えてきていますよね。ほとんどということはないのですけれども、半分以上は出してもらっていますけれども、その率は下がっているというがあるので、後でもっともっと一般財源を出してやるようなことを防ぐような、速やかな対応はしなくてはならないのかなと私は思っていますので、そこら辺よろしく願います。

あと、新生活サポート補助金なのですけれども、町長の言っているのも分かるのです、実際には。僕らはさっきも言ったように、準備期間でその間に全部やってもらってできるものだと思っていたので、4月1日には、遅くとも夏ぐらいには配れるのかなというぐらいのあれだったのです。この前の一般質問で、町民の皆さんと先輩議員からの電話をもらいました。前の議員さんたちももらいましたが、やっぱり早く交付できるようにしてほしい。内情も分かります。本当に一番最初始まるのが、これを無税で出さなくてはならない。せっかくもらったのに、そこから税金を払わなくてはならないとか、そういうのも分かるのですけれども、町民の皆さんの本当に大変な方の事情も分かっていたきたい。これは隣の町なので、行政としては違うかもしれないのですけれども、ここは町長、本当に頭を下げてでも、そのやり方を全部出していただいて、一回通っているものをそのまま出せば、国

もみんな通さないわけではないと思うのです。

あとはシステムの関係なのですけれども、それもできれば委託事業で出すと思うのですけれども、経験のあるところにやっていただくことで時間短縮はできると思うのです。我々の考えていることと、多分執行部で考えているのでは、膨大な事務手続があるというのも、これは理解しています。ただ、私たちの中では、その準備期間、12月基金に入れるといったときにも、私たちは全然何ともなく、来年配ってもらえるという認識と、早めにやってもらえるという認識があったから、その準備期間だと思っていました。本当に配れるような短縮でできるような方法を探っていただいて、できれば本当に早めに、一日でも早く皆さんにお配りいただきたいと思うのですが、そこら辺町長は、ここは町民のためなので、私たちも一緒に他自治体に頭を下げてもいいし、やり方を教わることも一つのスピードというか、すぐにでもできるような体制を整えていただけないでしょうか。よろしくお願いします、答弁。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

新生活サポート交付金、これの一日でも早い交付のため、給付のための取組というふうなご指摘でございます。当然、我々もそういうふうな努力をさせていただきたいと思います。ここではっきりお約束するようなことが、これは事務方ともいろいろと協議をしなくてはなりませんし、そういうふうな努力をするということでよろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私たち議会も執行部も、町民のためにこの一件に関しては、両輪でなくてはならないという部分もありますけれども、町民のためであれば、一丸とならないと駄目だと思っています。もし僕たちで何かできることがあれば、言っていただければ、一緒に汗をかかせていただきたいと思うので、ぜひとも本当に一日でも早い給付をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） なければ、64ページになります。第4款衛生費。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 67ページですが、1役務費の風疹抗体検査事務手数料と新型コロナワクチンの接種事務手数料なのですけれども、これは国からの要請に対応していると思いますが、風疹は医者に行って抗体検査をやって、抗体検査の結果を見てワクチン接種をしているような状況であります。新型コロナについては、抗体検査は国のほうでも認めておりません。町民の皆さんから、結構PCRを簡単に受けられないし、保健所の指導もあって、抗体検査を広めたほうがいいのではないかという意見もあります。その辺、町民の皆さんからの意見があって、要は抗体を持っていれば、ワクチン接種はしなくていいのかと思います。

今、いろいろワクチンの接種に対して副反応、あと変異株とかいろいろなことがあって、とても不安に思っている町民の皆さんがいます。最終的には全協でもお聞きしましたが、本人の意思を尊重して、受ける、受けないはご本人の判断というところもございますが、町として、そういう声もあるので、あとワクチン接種したのとしらないので誹謗中傷とか差別をされないように、その辺の町の取組について町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の質問にお答えいたします。

風疹の抗体検査、さらには新型コロナウイルスワクチンのPCR検査が、スムーズにできるのであるならばというふうなことだと思います。PCR検査もスムーズに受けられているかということ、なかなかそういうふうな状況でないというふうな話も伺っております。そういった部分で抗体チェック、抗体検査をすることによって、ある程度自分の体の免疫力のレベルというのは分かるだろうということのご指摘だと思います。そういったことに関しては、私も分かっていないわけではないというか、ある程度は理解しているつもりなのですが、これが果たして一番町民の皆さんの安心安全のためにいいのかどうか、健康も含めて。そういうふうなことも、今後健康福祉課とのいろいろな状況を検討してもらって判断をしてみたい、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） そのほかありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 69ページの負担金補助及び交付金の中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金というものなのですが、これは実際に言ったら国の事業かもしれないのですが、県からこの1億円が入ってきて、中間貯蔵の地権者の方に、原子力災害によって土地の価値が50%しか見れないという部分の50%を県からいただいて、それを双葉町としてあとの50%を補充して100%にするという事業だと思います。

それでなののですが、今残りが9.1%とこの前勉強会で聞いているのですが、この事業に関しては実際に環境省さんに、もっとスムーズに100%までいかないと、これは県でやってくれるのだったらいいのですよ。県の予算を取って、うちの町に入ってきていますよね。業務量がいっぱいなところにならなくても、あと9.1%といたら、去年から見たらほぼほぼ進んでいないような状況ではないですか。これは町長、申入れとかよりも要望もそうですけれども、中間貯蔵に対してそれだけできないのかというようなきちんとした何かを出さないと、いつまでたっても9.1%以下はなくならないと思うのです。100%を目指す、やりますよと、全員協議会とか環境省さんの説明では来ていますよね。絶対やりますみたいな話では、町長もお聞きになっていますよね、実際。それがここ数年数値的に、少なくなったから伸びないのかもしれないのですが、ちゃんと本当に交渉しているのかなという部分があるのです。

それと、この業務がなくなれば、またほかの業務というか新しい、今の現状、この業務がなくても、

結局はどんどん、どんどん仕事が増えてきている状況ではないですか。もうちょっとしっかりやるように環境省に申入れなり何なり、約束は守ってくれというようなことは、町長のほうから言えないものなのでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金、これは先ほど議員お話しされました震災によって土地の評価が50%減と。それで、地権者の皆さんに大変な判断をしていただくというのはおかしいでしょうということで、大熊、双葉でしっかりと国、県と交渉して、その差額補てんということで交付金を充当したと。さらに、その交付金は、いわゆる名目としてはお見舞い金ということなので、ある意味課税対象外の手当支給になっているわけです。この件の残りの9.数%、9.何%かの人たちに、従来から町で国にお願いしているのは、一人一人の地権者の皆さんがしっかり理解をして、納得した状況で協力をしていただくというのはぶれておりません。そういう部分で、ここまで何とか地権者の皆さんの理解をいただいてやってきていると、そういう事業であるということ。

さらには、その対応に関して、まだ理解をいただいていないというふうに逆に言えば考えられると。そういった方に理解を得る努力というのは、今後もし続けなくてはならないでしょうし、そういう部分は環境省のほうには、常々一人一人の地権者の皆さんが理解をして納得して協力をいただくというのは、これは大前提、基本中の基本だということは申し上げておりますので、さらに強くしっかり丁寧な説明をしてご理解いただく努力をしてくれと。

ただし、どうしてもこの件に関して納得をしないという方も、大勢ではないですけども、少数おられるというのも聞いております。果たしてそういうふうな絶対駄目だというふうな人たちに、どこまでやったらいいのかというのも、非常に厳しい状況だということも考えております。そういった部分をどこで今後、100%は目指さなくてはならないですけども、絶対駄目ですよ。会うこともないというふうな話もしている方もおられるやに聞いております。そういった部分で無理に国の事業であるからということで、会うことが果たしていいのかどうかということも考えますと、そこの部分は非常に難しい問題になってきているというふうに考えております。

そういった部分でも、どこか突破口があるようなものであるならば、さらに努力を続けて100%を目指すというたゆまない努力というのは、国として地権者の皆さんの協力をいただくというふうな最初からの目的ですから、そういうふうに頑張ってもらおうというふうに、環境省のほうには、そういう状況も踏まえてしっかりとした対応するように、こちらのほうから申入れはさせていただきたい。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長のお答えは、多分それで私もいいと思うのですが、ただ根本的なものが違うのかなと。違うって、悪い意味ではないですよ。町長の答弁が根本的なそういうものではなくて、最初に起きたのは、東日本大震災はそれは関係ないです。福島第一原子力発電所の原子力事

故によって、そういう場所をつくらなくてはならなくなったわけです。地権者の方々も先祖伝来の土地を手放すことを考えて、いろんな考え方でいると思うのです。ただ、例で言えば自分たちが悪くないわけではないですか。それをそういうふうに強制したときには、国としてもっとちゃんとしたうそをつかない説明と、条件をちゃんとのんでもらってやらないと、双葉町として被害者なわけですから、そこを町民の方々を守っていただきたいなと。業務上のこともあります。昔の飛行場、どことは言いません。いろんな抗争がありました。だけれども、その地権者の方が自分の土地に入れない状況を国はつくったわけです。それを当町でも同じことをやられるのかなと。成田闘争です。

そこを考えたときに、やっぱり今の時代は、自分では悪くないのにかいろんな条件闘争も、環境省さんって申し訳ないのですけれども、地上権設定しかできませんと。それしか前例ありません。では、前例何ですかと、当初、初めの頃言ったときに、前例はありませんとか、一回一回の説明も違うし、条件ものむのですねと言ったら、のみますと言っても、その場に行けば全然違うことをやってみたりとかというところがあるので、それは本当に双葉の町民のことを思えば、100%は無理かもしれない。私もそれは分かっています。分かっていますけれども、そこに近い数字になるためには、もっとももっと努力してもらって、我々の町民がそういう場所にしたわけではないということを強く訴えてほしいのです。

また、土地とかそういうのは権利ですよ。やっぱり、私たちも先祖がいて、先祖のものを私たちの地域は受け継いだものをなくすと、あそこのばか息子と言われた。継続でも、ちょっと増やしたりしても、当たり前だと。親が残したのだからという地域なのです。だから、そういうのも昔ながらの人も多いので、そういうことを考えながら、もうちょっと環境省さんのほうに汗をかいていただく方向でいかないと、当町、町民が本当に悪いわけではないので、団体の方たちもいるので、その方たちとも話して本当の条件を、逆に言えば町がどういう話になっているのだということを聞きながら、間に入るのも一つの手だと思うので、9.1%とはいえ、うわさの中では、もう要らないからどうしようかなみたいな感じのうわさもあるわけです。そうすると、やっぱりほら見ろと、計画性も何もない。そこに町とはという話になるのも困るので、これは本当に地権者の方々を思えば、環境省のほうに、我々の町民が悪いわけではないですよ。地権者が悪いわけではないわけですよ。そこをご理解いただいて、強く地権者の盾になってもらえるとありがたいなと思いますが、ご答弁お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まさに町民の痛み、つらさを代弁しなくてはならないというのは自覚しておりますし、環境省にはしっかりとそういうふうな町民の、地権者の思いというのは強く伝えていきたいと思っています。

個人のいわゆる私財に関するものに関して、公がというのはちょっと難しい部分はあろうかと思いますが、地権者の皆さんがそういうふうな我々に仲介というのもおかしいですけれども、そういうふうな部分で関わってほしいということであれば、町としてそれは拒否するものではありません。

○議長（伊藤哲雄君）

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前１０時５０分

再開 午前１０時５０分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

ほかはございませんか。

（「休議お願いします」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１０時５３分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） ただいま議長の発言した高萩文孝君のワクチン接種の誹謗中傷の答えなしに関しましては、取り消します。

第４款衛生費、そのほかございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 70ページになります。第５款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第６款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 76ページになります。第７款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 80ページになります。第８款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 84ページです。第９款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 87ページです。第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 100ページになります。第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第30、議案第33号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページになります。第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

8ページになります。第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 10ページになります。第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 13ページになります。第3款国民健康保険事業費納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第31、議案第34号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳入に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第32、議案第35号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第33、議案第36号 令和3年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 14ページになります。第3款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 17ページになります。第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第34、議案第37号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議

題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第 1 款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 2 款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 3 款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 4 款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 5 款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第 1 款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 3 款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 4 款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第 5 款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第35、議案第38号 双葉町監査委員の選任についてを議題とします。

監査委員、石川雄彦君。

○監査委員(石川雄彦君) 本議案につきましては、人事案件であり、当該者ということでありますので、退席をいたしたく、議長の許可をお願いします。

○議長(伊藤哲雄君) ただいま監査委員、石川雄彦君から中座の申出がありましたので、退席を認めたいと思います。退席。

(監査委員 石川雄彦君退場)

○議長(伊藤哲雄君) 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号 双葉町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

◎議案第 39 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第36、議案第39号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第37、議案第40号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第38、議案第41号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第39、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告願います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書について報告願います。

総務教育常任委員長、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番（石田 翼君） お疲れさまでございます。総務教育常任委員会の報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の請願について、3月15日委員会を開催し、審議を行いましたので、その旨を報告いたします。

請願趣旨にあるように、少子高齢化や人口流出など人手不足が深刻化し、非正規労働が雇用の4割

となっております。また、昨年来のコロナウイルス感染拡大により、社会経済の混乱や消費増税による経済への影響もあり、賃金引上げによる消費の喚起など、経済の好循環が求められます。

一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めるべきとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付しました請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第1号について委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第40、発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番、山根辰洋君。

(1 番 山根辰洋君登壇)

○1 番(山根辰洋君) 発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、議案第8号 双葉町課設置条例の一部改正が行われたことに伴う改正であります。改正点としては、第2条第2号中の「生活支援課」を削除するものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第41、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、4番、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) 提案理由の説明を申し上げます。

本日の本会議において請願が採択されましたので、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案についての提案理由を申し上げます。

先ほども報告したとおり、人手不足の深刻化や非正規労働が雇用の4割となっております。また、コロナウイルス感染拡大による社会経済の混乱、消費増税の影響など、最低賃金の引上げは労働力の

確保からも重要であり、一般勤労者の賃金引上げ時期を踏まえ、最低賃金改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりですので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第42、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第43、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第44、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和3年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時28分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 岩 本 久 人